

(公印・契印省略)

総 基 料 第 59 号
令 和 8 年 4 月 2 日

N T T 東日本株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総務省総合通信基盤局長
湯本 博信

令和 8 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「N T T 東日本株式会社及び N T T 西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和 8 年度の接続料の改定等）について」（令和 8 年 1 月 20 日付け諮問第 3207 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申（令和 8 年 3 月 26 日付け情郵審第 14 号）がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和 13 年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。
- 2 少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和 8 年度から令和 12 年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に定める業務区分ごとに分類し、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において、総務省に報告すること。

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以 上

(公印省略)

情 郵 審 第 1 4 号
令和 8 年 3 月 26 日総 務 大 臣
林 芳 正 殿情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和 8 年 1 月 20 日 付け 諮問 第 3207 号 を もって 諮問 された 事案 について、審議の結果、下記の
とおり 答申 する。

記

- 1 本件、ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社（以下「ＮＴＴ東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和 8 年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - （１）ＮＴＴ東日本・西日本に対し、現在の光ファイバケーブルの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和 13 年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告することを要請すること。（考え方 10）
 - （２）ＮＴＴ東日本・西日本に対し、少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和 8 年度から令和 12 年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に定める業務区分毎に分類し、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において、総務省に報告することを要請すること。（考え方 12）

以上

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案等に対する意見及びその考え方
－令和8年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和8年1月 21 日(水)～同年2月 19 日(水)(案件番号:145210641)
再意見募集期間: 令和8年2月 25 日(水)～同年3月 10 日(火)(案件番号:145210661)

意見及び再意見提出者一覧
意見提出者12件(法人:6件、個人:6件)
再意見提出者15件(法人:8件、個人:7件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人 A	個人 G
2	個人 B	個人 H
3	個人 C	個人 I
4	個人 D	個人 J
5	個人 E	個人 K
6	楽天モバイル株式会社	アルテリア・ネットワークス株式会社
7	個人 F	個人 L
8	中部テレコミュニケーション株式会社	KDDI 株式会社
9	KDDI 株式会社	楽天モバイル株式会社
10	ソフトバンク株式会社	株式会社オプテージ
11	アルテリア・ネットワークス株式会社	NTT西日本株式会社
12	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	ソフトバンク株式会社
13		NTT東日本株式会社
14		ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
15		個人 M

1 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見1 ● 光ファイバは重要なインフラであり、接続事業者による利用の更なる円滑化を図り、公正競争環境を整備し、利用者利便性の向上につなげていくことが重要。 ● 加入光ファイバ接続料の更なる上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を高め、継続的なコスト削減や接続料の適正化を図ることにより、接続料を低廉化する必要。 ● 同旨意見(1者)。 ● 今回の価格改定は想定を大幅に超えた改定幅であり、各事業者の収益や国民生活への影響を懸念。 ● 同旨意見(1者)。 ● 国民や企業の負担を緩和する修正の検討を要望。 ● 審議会等の場で、シェアドアクセス方式の光配線区画の在り方、エリアごとの提供遅延等の接続料や接続制度に係る論点につき、引き続き議論を要望。	再意見1 ■ 労務費・原材料費等の高騰によりコストは増加傾向にあるが、企業における当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に取り組む。 ■ 加入光ファイバは、需要の鈍化の中で、回線の廃止に係る対応が増える一方、開通も一定規模では引き続きあるため、無派遣工事の促進・残置回線の再利用・引込線転用等の効率化の取組も進めており、当該取組みとその効果につき今後も総務省に説明予定。 ■ また、昨今の社会的要請も踏まえ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが重要であり、労務費や原材料費等の高騰によるコスト上昇分は接続料に反映していかざるを得ない考え。 ● 賛同意見(3者)。	考え方1	
<総論> ○ 光ファイバは、今後の社会経済や国民生活にとって重要なモバイル網やFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者・光コラボレーション事業者による	○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では引き続き発生することから、無派遣工事の推進や残置回	○ 加入光ファイバ接続料が適正かつ低廉な水準であることは、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。 ○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料は、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ(以下「算定等WG」といいます。)において、接続事業者からの	無

加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要と考えます。 ○ また、昨今の国債利回りや物価上昇、更に今後のメタル回線の縮退に伴う光回線の設備管理運営費の増加等に伴う乖離額調整の影響で、加入光ファイバ接続料の更なる上昇も想定されます。 ○ そのため、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減や接続料算定方法の適正化による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社) <総論> ○ 光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。 ○ そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上、接続料算定の更なる適正化、継続的なコスト削減等を進めていく必要があると考えます。 ○ 今回の接続料算定においては、予見可能性向上の観点から算定方法の見直しが一部行われましたが、適用された算定方法の評価・検証、接続料の更なる適正化の検討は引き続き行う必要があると考えます。 (KDDI株式会社)	線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取組みも進めているところです。加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。 ○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保に向けた適切な価格転嫁(取引価格等の改定)による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、昨今の労務費や原材料費等の高騰があっても、必要な人材や物品を確保し続ける必要があることから、それらコスト上昇分は接続料に反映していかなざるを得ないものと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ 今次の接続料の大幅な上昇について、通信サービス全般への影響を懸念し、接続料算定について更なる適正化の検討を要望されている中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「CTC殿」といいます。)、KDDI株式会社殿およびソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「SNC殿」といいます。))のご意見に賛同します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、利用者利便の向上につなげていくために、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上、継続的なコスト削減や接続料算定方法の適正化を図るための継続的な議論、検討の必要があると考えます。	提案やNTT東日本・西日本の考え方を踏まえて整理された対処方針に基づき算定されたと承知しており、合理性があるものと考えますが、総務省においては、今後も必要に応じて加入光ファイバ接続料の算定方法等について検討を行うことが適当と考えます。 ○ また、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等、接続事業者から問題提起のあった接続料や接続制度に係る各論点については、「接続料の算定等に関する研究会(以下「接続研」といいます。))の整理等を踏まえた取組が進められているところと承知していますが、総務省においては、今後、その取組状況を注視し、各論点について具体的課題が明らかになった場合には、検討を行うことが適当と考えます。
--	--	--

○ 昨今の物価上昇に伴い、生活する人々や企業がご負担やご懸念をお感じになられている中、当社をはじめとした各事業者は、こうした環境変化を十分に認識したうえで、ご利用頂くお客様との信頼関係を大切に、原価上昇とおお客様への提供価格やサービス品質のバランスを取りながら事業を運営しているものと理解しております。 ○ しかしながら今回の価格改定は、背景や事情は理解するも、想定を大幅に超えた改定幅であり、各事業者の収益を急激に圧迫し、国民や企業が望まない大幅な価格転嫁やサービス品質の低下に繋がることを懸念しております。 ○ その意味で、物価高で苦しむ国民や企業の負担を少しでも緩和するような修正が、サービスを展開する各事業者やご利用頂く低所得者層及び中小企業も含めて、持続的な日本経済全体の成長の底上げに繋がると考え、検討を要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 加入光ファイバは、NTT東日本殿では令和6年度から令和12年度にかけて64万芯の増加、NTT西日本殿では同期間で50万芯の増加の予測を立てられており、今後も堅調に需要の増加傾向が継続していく見込みであり、大量のトラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支える様々なサービスに必要不可欠な基盤です。 ○ そのような中、NTT東西殿から認可申請が行われた今次算定期間(令和8年度～令和12年度)の5年間の加入光ファイバの接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに現状の接続料から約2～3割上昇しており、これまでにない急激な上昇となっております。	(KDDI株式会社) ○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の大幅な上昇に対する懸念を表明されているKDDI殿、アルテリア・ネットワークス殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。 ○ 加入光ファイバは今後も堅調に需要の増加傾向が継続していく見込みであり、大量のトラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支える様々なサービスに必要不可欠な基盤です。 ○ NTT東西殿から認可申請が行われた今次算定期間の5年間の加入光ファイバの接続料は、現状の接続料から約2～3割増とこれまでにない急激な上昇となっており、今次算定期間における接続料の各接続事業者に対する影響、ひいては国民生活に対する影響は、相当大きなものになると懸念しております。 ○ 幅広い利用者の皆様に対して、低廉かつ安定したサービスを提供していくため、「接続料の算定等に関する研究会」や「接続政策委員会」等の場においてシェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等問題提起させていただいた接続料や接続制度に係る論点等につきまして、ご議論、ご検討を進めていただきますようお願い申し上げます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	
--	--	--

○ 接続事業者としては、利用者に対して低廉かつ安定的なサービスの提供を継続するため、様々な効率化等の企業努力を行っておりますが、今次算定期間における接続料の各接続事業者に対する影響、ひいては国民生活に対する影響は、相当大きなものになると懸念しております。 ○ 弊社といたしましても、引き続き、幅広い利用者の皆様に対して、低廉かつ安定したサービスを提供していくために更なる業務効率化等を多方面から検討してまいります。また、「接続料の算定等に関する研究会」や「接続政策委員会」等の場におかれましても、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等、問題提起させていただいている接続料や接続制度に係る論点等につきまして、引き続きご議論、ご検討を進めていただきますようお願い申し上げます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)			
意見2 ● 今回認可申請された接続料の料金水準は、算定期間初年度が現行比20%以上の大幅な改定であり、初年度の料金水準について、今年度からの変動幅を緩和し、算定期間全体での平準化を要望。	再意見2 ■ 接続料の激変緩和を目的として接続料原価を将来に先送りすることは、接続料の原則に反し、料金上昇局面では後年度接続料の上昇要因となることから不適切。 ■ 乖離額は本来直ちに調整すべきところ、接続料水準の急激な変動に配慮し、算定期間内で平準化したものであり、今後もその点に配慮し可能な限り対応する。	考え方2	
○ 今回、認可申請された加入光ファイバの接続料の改定案は、初年度の料金水準が現行料金対比で20%以上という想定を大きく超えた大幅な改定であり、接続事業者にとって予見することが困難だった水準となっております。	○ アルテリア・ネットワークス殿の今次算定期間における料金の激変緩和や平準化に係るご意見について、接続料の激変緩和を目的に、接続料原価そのものを将来に先送りすることは接続料の原則に反することに加え、特に料金が上昇する局面においては、後年度の接続料をより上昇させる要因になることから、適切ではないと考えます。	○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料については、算定等WGにおいて整理された対処方針に基づき算定されたものと承知しており、申請内容は合理性があるものと考えます。 ○ 接続料の平準化については、今回の申請において、算定期間中の接続料水準を安定化	無

○ 算定期間初年度の料金水準について、今年度からの変動幅を緩和し、算定期間全体(5年)で回収する体系とし平準化を図ることを強く要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	○ また、発生した乖離額については、本来直ちに調整することが理想であるところ、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配慮し、算定期間を5年間とした将来原価方式での算定の中で、調整額を算定期間内で平準化したものであり、今後もそういった点にも配慮し、可能な限り対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本)	し、接続事業者の予見可能性を確保するため、前算定期間中の乖離額を5年間で平準化することとされているため、算定期間初年度の料金水準については既に一定の激変緩和措置が講じられていると考えます。	
意見3 ● 今次加入光ファイバ接続料算定において、初めて設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動が反映されるが、実際に予測と実績の乖離が縮小されたか、今後検証が必要。	再意見3 ■ 接続料算定に企業物価指数を反映した影響につき、次期算定に向け分析・検証する考え。	考え方3	
① 設備管理運営費の費用予測 ○ 今次加入光ファイバ接続料算定においては、予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、設備管理運営費(施設保全費等)の費用予測に、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味する観点から企業物価指数の変動が反映されました。 ○ この点、企業物価指数変動の反映は今回初めての取り組みであり、予測と実績の乖離を縮小させる目的で反映したものであるため、実際に予測と実績の乖離が縮小されたかどうか、今後検証の必要があると考えます。 (KDDI株式会社)	○ なお、企業物価指数を反映した影響については、次期接続料の算定に向けて把握可能な範囲で分析・検証を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料については、算定等WGにおいて整理された対処方針に基づき、設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映したものとなっていますが、予測と実績の乖離の縮小、客観性及び事業者の予見可能性向上に資するものになっているかどうか、実績値が明らかになった時点で、総務省において議論の可否を含めて改めて検討を行うことが適当と考えます。	無
意見4 ● 加入光ファイバ接続料の資本コストの算定に用いられているCAPM的手法は、一般には、株式が市場に上場し、市場で直接評価を受けることを前提としており、NTT持株会社の100%子会社であるNTT東日本・西日本に同手法をそのまま適用すること是不適当。	再意見4 ■ CAPM的手法は、2023年の接続研の議論でリスクプレミアムとβ値の見直しを実施したばかりであり、頻繁な値の見直しは設備維持・運営や役務提要の安定性や事業者の予見性を損なうため、実施すべきでない。 ■ 算定等WGでの対処方針に照らしても、現時点で特	考え方4	

● 算定等WGでの対処方針のとおり、CAPM的手法の採用の是非について、今後、見直すべき理由やより合理的な手法が認められた場合等に、改めて検討を要望。 ● 同旨意見(1者)。	段の状況変化はなく、見直しの必要はない。 ■ 接続料の低廉化自体を目的とした合理性のない見直しは、設備の長期安定的な維持・運営と良質な役務の継続提供を阻害するため実施すべきでない。 ● 算定方法の見直しの在り方に関する賛同意見(4者)。		
② 期待自己資本利益率の算定 ○ 適正な報酬の算定方法については、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料1 加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)(以下、「対処方針案」)のとおり、CAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望します。 (KDDI株式会社) ○ 特に、加入光ファイバに係る接続料については、前述の通り単価が急激に上昇しており、その主要因として資本コストの大幅な増加が挙げられます。 ○ 当該資本コストの算定に用いられているCAPM的手法は、一般に、株式が市場に上場され、企業価値やリスクが株式価値として市場価格に反映されていることを前提として適用される手法と理解しております。 ○ しかしながら、NTT東日本及びNTT西日本(以下「NTT東西」といいます。)殿は、NTT株式会社(以下「NTT持株」といいます。)殿の100%子会社であり、その株式価値は市場で直接評価を受けることはありません。このような資本構成を前提とする企業に対し、上場企業を前提としたCAPM的手法をそのまま適用することについては、同手法の前提から適切でないと考えます。	○ CAPM的手法による自己資本利益率の算定方法については、わずか3年前の2023年における「接続料の算定等に関する研究会」の議論において、見直しを実施したばかりであり(リスクプレミアム、β 値)、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持・運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者様の予見性を損なうことになるため、実施すべきではないと考えます。 ○ また、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ)において、「見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合は改めて検討する」との考え方が示されており、現時点で特段の状況変化は無いと認識していることから、見直しを行う必要はないと考えます。 ○ 加えて、接続料の低廉化自体を目的とした合理性のない算定方法の見直しは、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供することを阻害するものであり、実施すべきではないと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ 接続料に占める報酬の比率が上昇傾向にあり国民の共有財産ともいえる第一種指定電気通信設備の接続料の適切な在り方という観点からも、報酬の算定方法に関して改めて検討することが必要とされているKDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。	○ 自己資本利益率の設定にあたっては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、期待自己資本利益率の算定にCAPM的手法(※1)を導入しており、第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、接続料規則)において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率(※2)の過去3年間の平均値」または「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされています。 ○ 適正な報酬の算定におけるCAPM的手法の採用の是非については、算定等WGで整理された対処方針のとおり、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、総務省において改めて検討することが適当と考えます。 ※1 資本試算評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。 ※2 CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + $\beta \times$ (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)	無

○ この点については、今般の「接続料の算定等に関するワーキンググループ」において、NTT持株殿の保有割合を踏まえた補正等、CAPM的手法の補正方法を提案いただきましたが、結果として採用には至りませんでした。 ○ 一方で、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料)においては、「CAPM的手法の採否の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当」との整理がなされております。 ○ 以上の経緯並びに今般の接続料の上昇トレンド等も踏まえ、100%子会社であるNTT東西殿に対するCAPM的手法の適用の妥当性への疑義、当該手法に代わる算定手法の在り方について改めて早期検討を実施いただくことを要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)	○ 本年施行予定の改正電気通信事業法および改正NTT法においても、電電公社時代の線路敷設基盤を継承するNTT東日本株式会社殿およびNTT西日本株式会社殿(以下、合わせて「NTT東西殿」といいます。)に対する公正競争の確保や設備に関する規律は強化された面が大きいと認識しております。こうした環境の中、NTT東西殿の報酬の適切な在り方について、採用する自己資本比率や自己資本利益率の考え方を含め、改めて検討することが必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、今次算定においては期待自己資本利益率やβ値を現行の考え方で維持するとされておりますが、現行の算定方法を見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)の意見の通り、CAPM的手法の適切性、妥当性等については、引き続き十分な検証が必要であると考えます。 ○ 「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料)において、「CAPM的手法の採否の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当」とされていますが、NTT株式会社殿の100%子会社であるNTT東日本株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及びNTT西日本株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT	
---	---	--

	東西殿」といいます。)に対するCAPM的手法の適用の妥当性への疑義に加え、接続料の大幅な上昇傾向も考慮すれば、当該手法に代わる算定手法の在り方について改めて早期検討を実施いただくことが必要であり、強く要望いたします。 (ソフトバンク株式会社) ○ 報酬算定に用いるβ値やCAPM的手法の適用について、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当とするKDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。 ○ 報酬額の算定にあたっては、3年間の平均値で算定されている期待自己資本利益率やβ値($\beta = 0.566$)の現状の考え方を維持することとされておりますが、資本調達の実態を適切に反映する観点から、「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」のP87及びP88の対処方針(案)も踏まえ、今後の経済情勢の変化等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には見直しを行っていただくことが必要であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見5 ● βについて、接続料の算定等に関するワーキンググループ(以下「算定等WG」という。)の議論を受け、前回再算定結果(0.566)が引き続き適用されることとなったが、今後、前回再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われた場合は、改めて検討を要望。	再意見5 ■ βについては、2023年の接続研の議論で見直されたばかりであり、頻繁な値の見直しは設備維持・運営や役務提要の安定性や事業者の予見性を損なうため、実施すべきでない。 ■ 前回算定結果では次善の策としてNTT持株のβ値を採用したが、多様な事業を展開するNTT持株と地域通信事業のみを営むNTT東西の事業リスクは異なり、NTT持株のβがNTT東西の事業リスクを表すと	考え方5	

	いう前提に立った議論は実態と乖離。 ■ β 値の基となる株価やTOPIXは国内外の様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するため、頻繁な見直しは接続料の乱高下を招き、かえって事業者の予見性を損なう。 ● 算定方法の見直しの在り方に関する賛同意見(2者)。		
③ β 値 ○ 報酬算定に用いる β 値については、2023年度の見直しにより、NTT持株殿の2020年度、2021年度、2022年度末を endpoints とする3年間の日次データの中央値(0.566)が採用され、接続料の算定等に関するワーキンググループの議論を経て、2026年度適用接続料以降においても、引き続き0.566が適用されることとなりました。対処方針案で示されているとおり、今後、NTT持株殿の β 値が0.566から大きく乖離が生じる等、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合はあらためて検討することを要望いたします。 (KDDI株式会社)	○ β 値については、わずか3年前の2023年における「接続料の算定等に関する研究会」の議論において、見直しを実施したばかりであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持・運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者様の予見性を損なうことになるため、実施すべきではないと考えております。なお、当時の報告書(第七次報告書)においても「接続事業者の事業における予見可能性の確保の観点から、β 値の算定方法を度々見直すことは必ずしも望ましくはないため、今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当」と整理されたものと認識しております。 ○ また、当該見直し議論においては、地域通信事業の β 値についての絶対的な解を求められなかったため、次善の策として当時の NTT持株会社の β 値「0.566」を地域通信事業の β 値として代用するという結論となりましたが、NTT持株会社は、モバイル通信、システムインテグレーション、都市開発、電力、金融といった様々な事業を国内外で営んでおり、NTT持株会社の事業リスクと地域通信事業のみを営むNTT東西会社の事業リスクは異なるものであることから、NTT持株会社の β 値がNTT東西の事業リスクを表	○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料の算定に用いる β 値については、算定等WGで整理された対処方針において、令和5年度加入光ファイバ接続料の算定時に行った再算定結果(0.566)(※)を維持することが適当であり、今後、NTT持株の β 値が0.566から大きく乖離する等、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基に β 値を見直すことを含め、改めて検討を行うことが適当と整理されたと承知しており、総務省において同方針を踏まえた対応がなされることが適当と考えます。 ※ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料の算定に用いる β 値については、接続研第七次報告書において、「第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業リスクの検討に当たっては、まずはNTTグループ全体の β 値(NTT持株の β 値)を基礎とすることが適当である。その上で、NTT持株の β 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、上述のとおり直ちに結論を得ることはできず、少なくともNTT持株の β 値を上回ることにはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基に β 値を見直したうえで、接続料の改定	無

	すという前提に立った議論は、NTT東西の事業リスクの実態と乖離しているものと考えます。 ○ 加えて、β 値のもととなる株価とTOPIXは、各社の直近の利益や将来の利益見通しといった経営状況、配当や自己株買いといった株主還元策、その他国内外の様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するものであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、接続料の乱高下にもつながり、かえって接続料の安定性や接続事業者様の予見性を損なうと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ 接続料に占める報酬の比率が上昇傾向にあり国民の共有財産ともいえる第一種指定電気通信設備の接続料の適切な在り方という観点からも、報酬の算定方法に関して改めて検討することが必要とされているKDDI殿の意見に賛同します。 ○ (再意見4のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 報酬算定に用いる β 値やCAPM的手法の適用について、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当とするKDDI殿の意見に賛同します。 ○ (再意見4のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	に係るプロセスを進めることが適当である。」と結論づけられており、これを踏まえてNTT持株の令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末の β 値の中央値である0.566を採用した。	
意見6 ● 今次算定期間の接続料上昇の大きな要因の一つとして報酬額の増加があげられる。 ● 適正な報酬の在り方について継続して検討し、算定等WGでの対処方針のとおり、今後の経済情勢の変化	再意見6 ■ 報酬の見直しに関する意見(再意見4)の同旨。 ● 算定方法の見直しの在り方に関する賛同意見(4者)。	考え方6	

等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には、報酬の在り方の見直しを要望。 ● 同旨意見(1者)。			
○ 電電公社時代の資産を引き継ぐ、第一種指定電気通信設備の接続料の算定にあたり、CAPM手法の適切性、自己資本比率の採用値の妥当性等、適正な報酬の在り方について継続して検討していただくことを要望致します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 加入光ファイバの接続料原価たる報酬額については、令和7年度から令和8年度にかけて、約137%の上昇が予測されており、今次算定期間の接続料の上昇の大きな要因の一つとなっています。報酬額の算定にあたっては、3年間の平均値で算定されている期待自己資本利益率やβ値($\beta = 0.566$)の現状の考え方を維持することとされておりますが、資本調達の実態を適切に反映する観点から、「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」のP87及びP88の対処方針(案)も踏まえ、今後の経済情勢の変化等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には見直しを行っていただくことが必要であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	○ (再意見4のとおり。) (NTT東日本・西日本) ○ 接続料に占める報酬の比率が上昇傾向にあり国民の共有財産ともいえる第一種指定電気通信設備の接続料の適切な在り方という観点からも、報酬の算定方法に関して改めて検討することが必要とされているSNC殿の意見に賛同します。 ○ (再意見4のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ (再意見4のとおり。) (KDDI株式会社) ○ アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、「アルテリア殿」といいます。)の意見の通り、CAPM的手法の適切性、妥当性等については、引き続き十分な検証が必要であると考えます。 ○ (再意見4のとおり。) (ソフトバンク株式会社) ○ 報酬算定に用いるβ値やCAPM的手法の適用について、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当とするアルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。 ○ (再意見4のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料については、適正な報酬の算定の在り方も含めて算定等WGにおいて整理された対処方針に基づいて算定されたものであり合理性があると考えますが、総務省においては、今後、それを見直すべき理由や、より合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて必要な検討を行うことが適当と考えます。 ○ 報酬算定のうちβ値の扱いについては、考え方5のとおりです。	無
意見7	再意見7	考え方7	

● 期待自己資本利益率として省令上の上限値を採用する理由について、NTT東日本・西日本より説明のあった、投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むという考え方が妥当であるか検証を要望。	■ 接続料原価に算入している報酬は、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき織り込まれるべきもの。 ■ 「設備投資に係る資本コストに見合うリターン」を投資インセンティブと認識しており、自己設置事業者として激しい競争と将来の不確実性の中で、安定的な事業運営のために適切なリターンが必要。 ■ また接続事業者の需要も含めた全体需要を見込んで設備投資を行うため、資本コストに見合うリターンは設備の構築・維持・運営と安定的な役務・機能提供に不可欠との考え。		
○ 自己資本コストの算定にあたり、自己資本利益率の上限値を採用する理由について、「投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが必要」とNTT東西より説明されておりますが、接続事業者の求めに応じて対応することが求められる接続料算定において、「投資インセンティブ」という考え方が妥当であるか、検証をお願いしたいと存じます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	○ 接続料原価に算入している報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するために必要な資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものと考えます。 ○ 当社としては、「設備投資に係る資本コストに見合うリターン」を投資インセンティブと認識しております。必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者においては、他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中で、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考えております。 ○ 加えて、自らの意思でコントロールできない接続事業者様の需要も含めて、自らの判断で全体の需要を見込んだ上で設備投資を行い、設備を維持・運営していくという点においても、その設備投資に係る資本コストに見合うリターンは、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するために必要なものであると考えます。 (NTT東日本・西日本)	○ 網使用料の自己資本利益率の算定に当たっては、接続料規則において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率(※)の過去3年間の平均値」または「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされており、今次申請においてもこれに基づいて算定されています。 ○ 電気通信事業者が設備投資を行う際には、適正な事業運営の観点から、当該投資に見合うリターンを見込むことには合理性があると考えますが、NTT東日本・西日本においては、接続料の算定に用いる数値の妥当性について、関係事業者に対して、引き続き丁寧に説明することが妥当であると考えます。 ※ CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)	無

意見8 ● 今般申請では、報酬算定で用いる10年物国債利回りとして、2025年9月の利回り(1.612%)が使用されているが、2026年2月には利回りが2.249%まで上昇しており、既に乖離リスクが顕在化。 ● 乖離額調整による接続料の急騰を回避するため、経済情勢の急激な変化が想定される場合には、算定期間に拘泥せず、改めて認可申請を行うことを要望。	再意見8 ■ 今次算定期間内における再申請について、光ファイバ接続料が国債利回りの変動のみならず様々な変動要素により予測と乖離が生じることを総合的に勘案し、必要に応じて対応を検討する考え。 ■ 予見性向上の確保に関する賛同意見。 ■ 算定期間に関わらない算定方法の見直しに関する賛同意見。	考え方8	
<接続料算定の適正化及び接続事業者の予見可能性の向上> ○ 今般の認可申請では、事業者の予見可能性の向上を目的に、接続料原価のうち報酬算定で用いる10年物国債利回りとして、2025年9月実施の10年国債入札(第379回)の利回り(1.612%)を基に接続料が算定されています。 ○ しかし、2026年2月実施の10年国債入札(第381回)では利回りが2.249%まで上昇しており、すでに申請値との乖離リスクが顕在化しています。また、今後の利回りの上昇動向については様々な想定が可能ですが、実在する数値として、仮に我が国の10年物国債平均利回りが、直近のアメリカ10年国債の利回り(2026年1月末市場利回り4.241%)まで年々上昇するような状況となった場合には、さらに乖離幅が拡大する虞れがあります。試算値は下表のとおりです。 ○ このような乖離額調整による接続料の急騰、つまり接続事業者の予見可能性低下を回避するため、経済情勢の急激な変化が想定される場合には、算定期間(5年間)に拘泥せず、残余期間の接続料算定方法の適正化を検討いただいた上で、必要に応じて改めて認可申請を行うことを要望いたします。 直近の国債利回りを反映したシングルスター接続料試算	○ 中部テレコミュニケーション殿の加入光ファイバ接続料における今次算定期間内における再申請に係るご意見について、加入光ファイバ接続料は、ご指摘の国債利回りの変動のみならず、接続事業者様も含めた需要の変動、物価変動等による投資額や費用の変動といった様々な変動要素により予測との乖離が生じることから、これらを総合的に勘案し、必要に応じて対応を検討していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 接続事業者の事業採算性の見通しを確保し、国民にとって必要不可欠な固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を実現する観点からも、接続料の予見性の確保に関するCTC殿の意見に賛同します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、金利上昇等の影響により大きな乖離額が発生し、接続料の大幅な上昇が想定されること、必要に応じて算定期間(5年間)の残余期間に関わらず、予見可能性向上の観点から、接続料算定方法の見直しを検討する必要があると考えます。 (KDDI株式会社)	○ 今次算定期間中に経済情勢の急激な変化等により当初の予測と実態が大きく乖離する状況が生じた場合には、将来原価方式で算定した期間の残余期間に関わらず、改めて接続料の算定を行うことも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において、対応を検討することが適当と考えます。	無

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度			
NTT東	認可申請料金(a)	2,254円	2,802円	2,901円	2,965円	3,018円	3,059円			
	試算値 最新国債利回り(b)		2,863円	3,018円	3,128円	3,187円	3,232円			
	(b)-(a)		+61円	+117円	+163円	+169円	+173円			
	アメリカ国債利回り(c)		2,881円	3,084円	3,281円	3,440円	3,591円			
	(c)-(a)		+79円	+183円	+316円	+422円	+532円			
NTT西	認可申請料金(d)	2,366円	2,869円	2,976円	3,027円	3,096円	3,143円			
	試算値 最新国債利回り(e)		2,923円	3,076円	3,168円	3,244円	3,296円			
	(e)-(d)		+54円	+100円	+141円	+148円	+153円			
	アメリカ国債利回り(f)		2,938円	3,133円	3,298円	3,463円	3,609円			
	(f)-(d)		+69円	+157円	+271円	+367円	+466円			
※上記には2025年度の予測長期債の試算は未反映										
(中部テレコミュニケーション株式会社)										
意見9								再意見9	考え方9	
● 電柱等・土木設備の費用の現行配賦基準につき、メタル・光の契約者数比であることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバ接続料へ大きな影響が見込まれるため、接続事業者の予見性確保の観点から、2035年度までの接続料への影響の情報開示を要望。 ● 同旨意見(2者)。 ● 設備の利用実態に関する情報開示の上で、利用実態に即した配賦基準の見直し着手を要望。 ● 光ファイバ未整備エリア等の電柱等の撤去計画や費用の扱い等、接続料に影響を与えうる計画や影響規模等につき情報開示を要望。								■ メタル・光回線間の電柱・土木設備の費用配賦は「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で既に見直し実施済みであり、現時点で新たな検討は不要と考え。 ■ 今後のメタル縮退に伴う光ファイバ接続料への影響については、2028年度目途の一部エリアでの先行移行状況等を踏まえてメタル縮退の計画を具体化し、配賦比率を含む関連情報を可能な限り開示する考え。 ● メタル縮退による光ファイバ接続料への影響に関する情報開示に関する賛同意見(3者)。 ● 追加的な情報開示事項及び不要設備・保守費用等の適切な削減・効率化に関する要望。		
<電柱・土木費用の配賦見直し> ○ 現行の接続料算定における電柱等・土木設備に係る費用は、メタル・光の契約者数比が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバの配賦比率が上昇することで、加入光ファイバの接続料へ大きな影響が発生することが見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバの接続料への影響を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示いただくことを要望いたします。								○ メタル回線と光回線の間における電柱・土木設備に係る費用配賦については、既に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会(～2013年5月)」において将来のメタル回線の減少を見据えた配賦基準の見直しが実施されており、現時点で特段の状況変化は無いと認識していることから、新たに検討すべき事項はないものと考えます。 ○ 今後のメタル縮退に伴う具体的な加入光ファイバの接続料への影響については、一部エリアでの先行的なメタル回線から光回線への移行(～2028年度目		
								○ 加入光ファイバ接続料の算定における電柱等・土木設備に関する費用の配賦は、メタル回線のコストの在り方に関する検討会での議論を踏まえ、光サービス・メタルサービスの契約者数を用いて行われているところです。 ○ メタル回線の縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方については、現在、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(以下「接続政策委員会」といいます。)において検討が行われていると		
								無		

○ またこれらの設備の利用実態に関してNTT東西殿が積極的に情報開示をしていただいた上で、適時適切にその利用実態に即した配賦基準の見直しを着手していただくことを要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社) ④ メタル縮退による影響 ○ 電柱等・土木設備に係る費用は、現行、メタル・光の契約者数比が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバの配賦比率が上昇し、接続料へ大きな影響が出てくることが見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバ接続料への影響想定を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示いただくことを要望いたします。 ○ また、光ファイバ未整備エリアなど、メタルケーブルのみが添架され、将来も光ファイバ敷設予定の無い電柱等の今後の撤去計画や、当該電柱等に係る費用の扱い等、加入光ファイバの接続料に影響を与えうる計画や影響規模等についても、合わせて情報開示を要望いたします。 ＜情報開示を要望する事項＞ ・縮退計画等を踏まえた毎年度のメタル・光の配賦比率の予測値 ・それに伴う加入光ファイバの接続料への影響(単価上昇の想定等)の予測値 ・光ファイバ未整備エリアなどメタルケーブルのみが添架された電柱に係る情報(全体に占める割合、当該電柱における撤去計画・費用の扱い) ・メタルサービス終了後のメタル費用の扱いに係る情報(電柱等・土木設備のみならず、契約者数0になっても配賦比率が0とはならない他の配賦費用※含め、メタル費用全体の扱い)	途)の状況等を踏まえ、メタル縮退の計画を具体化していく中で、電柱・土木設備の配賦比率を含む関連情報について、可能な限り開示していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、メタル縮退により光への配賦比率が上昇し、加入光ファイバ接続料への影響が拡大することが見込まれます。そのため、予見可能性確保の観点から、2035年度までの加入光ファイバ接続料への影響見通しについて、情報開示いただくことを要望いたします。あわせて、光未整備エリアの電柱撤去計画や、メタルサービス終了後の費用配賦の扱いについても、詳細な情報開示を要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 別紙2に記載の、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の「メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細を NTT 東西殿から開示いただき、必要なご議論を行っていただくことを要望」(P17) するご意見に賛同いたします。当該情報に加え、前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、縮退に伴うメタル回線設備の処分に際し生じる売却益や除去損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等どのように反映されるのかについても、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社殿(以下「NTT東西殿」)よりご教示いただきたく存じます。 ○ また、接続事業者の予見性確保の観点から、貴省におかれましては、NTT東西殿からこうした情報が開示された際には、それらが音声接続料に及ぼす影響等について公開の場で検証・議論いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	承知しており、ご意見のあった加入光ファイバ接続料への影響等の情報開示を含め、同委員会において議論が進められることが適当と考えます。 ○ 接続事業者各社においても、仮に配賦基準の見直しを求める場合には、合理的な配賦基準の見直し案及びその根拠について説明する等、同委員会の議論の進展に向けて積極的に参画することが望ましいと考えます。
---	--	--

※例) ケーブル保守に係る費用(故障修理):故障修理稼働時間比 (KDDI株式会社) ○ 加えて、今次算定期間の接続料の予測値の上昇の主な要因の一つとして、メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタルと光の費用配賦率の変動の影響を挙げられておりますが、メタル縮退が設備管理運営費に影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細をNTT東西殿から開示いただき、必要なご議論を行っていただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	○ KDDI殿、ctc殿、SNC殿の意見の通り、メタル縮退による加入光ファイバの接続料への影響等の情報開示を求める点について賛同いたします。 ○ KDDI殿から要望されている点に加えて、以下の事項についても併せて情報開示を要望いたします。 ・メタルユーザの減少を踏まえ、電柱及び土木設備について、どのような時期・ステップで撤去等を行うのかに関する具体的な計画 ・「情報開示を要望する事項」の2点目について、FY26からFY35までの期間及びメタルサービス終了後を含めた影響予測 ・「情報開示を要望する事項」の3点目について、メタルのみの電柱に限らず、メタルのみの管路、光のみの電柱・管路、双方利用の電柱・管路それぞれの数量(本数、線路長等)の開示 ○ また、情報開示にとどまらず、メタル廃止に伴い不要となる設備や保守費用等(光サービスにとって余剰となる設備・費用)については、適切な削減及び効率化を図ることが必要であると考えます。 ○ 上記を踏まえて、メタル・光間の配賦基準については、実態に即した適切な配賦となるよう、NTT東西殿においては早急に情報開示していただくとともに、事業者も含めた適正な在り方の議論ができるよう要望いたします。 (ソフトバンク株式会社) ○ また、メタル縮退による加入光ファイバ接続料への影響想定を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示いただくことを要望するKDDI殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。 ○ 今次算定期間の接続料の予測値の上昇の主な要因の一つとして、メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメ	
---	--	--

	タルと光の費用配賦率の変動の影響を挙げられておりますが、メタル縮退が設備管理運営費に影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細をNTT東西殿から開示いただき、必要なお議論を行っていただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見10 ● 接続料の適正性確保の観点から、NTT東日本・西日本において、光ファイバやその他設備の利用実態の検証及び結果を公表した上で、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要。 ● 同旨意見(1者)。 ● 光ファイバの耐用年数の見直しについて、7つの関数を基にした考え方が妥当性についてNTT東日本・西日本から十分な説明がなされているとはいえず、メタルの耐用年数で用いられている増減法も含め、より実態を反映した適切な方法に見直すべき。 ● 今回光ファイバの耐用年数変更を行わない理由の一つとして挙げられた、自然災害の頻発化・激甚化に伴う耐用年数の短縮要素につき、定量的情報の開示と実利用年数に与える影響の提示を行い、改めて耐用年数の整理を要望。	再意見10 ■ 耐用年数の見直しは、接続料低廉化を目的とした第三者からの要望ではなく、公正妥当な会計基準に基づく適正な決算という財務会計の観点から実施するもの。 ■ 当社設備の耐用年数は、固定資産データに基づく推計に加え、材質・構造・用途・環境、技術革新、陳腐化リスク等の観点から総合的に検証し、会計監査法人の監査・了承を得て設定。 ■ 7つの関数を前提とする考え方につき、総務省への報告内容として申請の概要資料中に記載済。 ● 光ファイバの耐用年数の見直しに関する賛成意見(4者)。	考え方10	

＜光ファイバ等の耐用年数の見直し＞ ○ 接続料の適正性確保の観点から、NTT東・NTT西において、光ファイバケーブルやその他設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社) ⑤ 各設備の耐用年数の見直し ○ 今加入光ファイバの接続料申請において、電柱の耐用年数の見直しがなされましたが、光ファイバケーブルの耐用年数についても、対処方針案にて、「光ファイバケーブルの耐用年数については、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断して適切な見直しを求めることが適当。こうした観点を踏まえた検証結果について、NTT東西は、来年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。」と整理された通り、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討していくことを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書において、「NTT東日本・西日本は、現行の経済的耐用年数が、7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況には至っていない」としているが、7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとするものの妥当性のいずれについても、十分説明がなされていると	○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的とした接続事業者様等の第三者からの要望に応じて実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。 ○ 当社設備の耐用年数については、財務会計の適正性を確保するため、固定資産データに基づく推計結果に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から総合的な検証を行った上で設定し、会計監査法人から適正性についての監査・了承を得て決算を実施しているものであり、今後も耐用年数の設定にあたっては、適切に対応していく考えです。 ○ なお、7つの関数を前提とする考え方等については、当社から総務省へ報告した内容が電気通信事業部会での説明資料「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可に関する説明（令和8年度の接続料の改定等）」にも記載されており、ご確認いただけるものと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ 通信設備等の耐用年数について、実態を反映した数値を用いることが重要であると考えており、CTC殿、ソフトバンク殿のご意見に賛同します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、今次算定において耐用年数の見直しが行われた電柱以外の関連設備の耐用年数についても、光ファイバケーブルや光信号の伝送に係る主配線盤（FTM等）など、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討が必要であると考えま	○ 接続料の算定に用いる設備の経済的耐用年数については、減価償却を厳正に捉える上で、当該設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるものです。 ○ 「接続料の算定等に関する研究会（以下、接続研）第三次報告書」（令和元年9月25日公表）に基づき、総務省においては、引き続き、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供を受けて検証することが適当と考えます。 ○ 今次算定期間が令和12年度に終了することから、令和13年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。（要請） ○ また、接続事業者からの意見も踏まえ、NTT東日本・西日本は、耐用年数の検証方法の合理性についても、総務省に対して、報告の際に丁寧に説明することが適当と考えます。 ○ 更に、その報告を踏まえた検証方法・検証結果について、総務省においては、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある部分を除き、一般公表することが適当と考えます。 ○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数については考え方11のとおりです。	無
---	--	---	----------

は言えない。」とあり、NTT東西殿の説明が不十分である旨を指摘されています。 ○ しかしながら、現時点においても、7つの関数を前提とする考え方の妥当性について十分な説明がなされているとは言い難い状況です。 ○ 7つの関数を用い、関数の幅をとる方法を採用した背景には、光ファイバの敷設の実績が当時は短く限定的であったことがあるものと理解していますが、同報告書公表の時点からさらに8年以上と相当な期間が経過していることや、光ケーブルの敷設実績も十分積んできていることに鑑みれば、メタルケーブルの耐用年数で用いられている増減法も含め、より実態を反映した適切な方法に見直すべきものと考えます。 ○ また、今回耐用年数の変更を行わなかった理由の一つとして、自然災害の頻発化・激甚化に伴う耐用年数の短縮要素が挙げられているものの、その定量的根拠が示されていません。つきましては、当該短縮要素に関する定量的な情報(自然災害によるケーブル張替えの過去実績(過去と比較し増加傾向が分かるデータや資産全体に占める割合等))の開示に加え、実利用年数に与える影響について、根拠を明確にした形で提示いただき、あるべき耐用年数を改めて整理いただくことを要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)	す。 (KDDI株式会社) ○ KDDI殿及びctc殿の意見の通り、光ファイバケーブルの耐用年数については、実態の検証を行い、その結果を公表した上で、実態に即した耐用年数を適用することが必要であると考えます。 ○ 当該検証に当たっては、耐用年数算定に用いられている7つの関数の妥当性や、自然災害が耐用年数に与える定量的影響等について、NTT東西殿による十分な説明が必要と考えます。 (ソフトバンク株式会社) ○ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを要望するKDDI殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。 ○ 「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」のP90の対処方針(案)でお示しいただいている光ファイバケーブルの耐用年数につきましても、実態に即した耐用年数となるよう、見直しをご検討いただきますようお願い申し上げます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見11 ● 今次加入光ファイバの接続料申請において、電柱の耐用年数が見直されたが、光ファイバの耐用年数についても、対処方針の整理の通り、実態に即した耐用年数の適用に向け引き続き検討を要望。 ● 電柱以外の関連設備の耐用年数についても、実態に即した適用に向け見直しを要望。 ● 同旨意見(3者)。	再意見11 ■ 耐用年数に関する意見(再意見10)と同旨。 ■ 財務会計にて適正性が監査・了承された耐用年数が接続料原価に反映されることから、接続料原価の適正性は確保されている。 ■ 重要設備として情報開示した光ファイバと同様の対応を全設備に求めるのは、財務会計での適正性確認に加え二重検証となり過剰規制である。	考え方11	

● 主配線盤(FTM等)につき、見直しの検討がこれまで行われておらず、実態に即した見直しを検討すべき。 ● 管路・とう道等につき、前回の見直しから15年以上が経過していることから、実態調査の上、結果の公表と実態に即した見直しを検討すべき。	● 関連設備の耐用年数の見直しに関する賛同意見(3者)。 ● 光ファイバの耐用年数の見直しに関する賛成意見。		
○ また、その他の関連する設備においても、光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)における耐用年数については見直しの検討がこれまで行われていない状況であると認識しているため、実態に即した耐用年数が適用されるよう、検討していくことを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 通信設備等の耐用年数については、光ファイバケーブルや電柱に限らず、直近の実態を反映した数値を用いることが重要であり、特に前回の見直しから15年以上が経過している管路・とう道等の設備を含め、広く実態調査を行った上で、結果を公表するとともに、適切な耐用年数への早期見直しを検討すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社) ○ 電柱以外の関連設備の耐用年数について、実態に即した適用が実現されるよう、引き続き検討することを要望いたします。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 電柱の耐用年数について、設備の実態を勘案し28年から35年に見直していただいたことにつきまして、適切なものと認識しておりますが、「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明	○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的とした接続事業者様等の第三者からの要望に応じて実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。 ○ 当社設備の耐用年数については、財務会計の適正性を確保するため、固定資産データに基づく推計結果に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から総合的な検証を行った上で設定し、会計監査法人から適正性についての監査・了承を得て決算を実施しているものであり、今後も耐用年数の設定にあたっては、適切に対応していく考えです。 ○ 接続料の算定に用いる接続会計は、財務会計の結果に基づき整理しており、財務会計にて適正性が監査・了承された耐用年数は接続料原価にそのまま反映されることとなるため、接続料原価の適正性は確保されていると考えます。 ○ なお、光ファイバケーブルについては、加入光ファイバ接続料の代表的な設備であること等を踏まえ、検証プロセスも含め、可能な範囲で情報開示を行ったところですが、全ての設備に対して同様の対応を求めることは、財務会計において外部の監査法人により適正性が確認されているものに対する二重の検証となることから、過剰な規制であると考えます。	○ 光ファイバの耐用年数については考え方10のとおりです。 ○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数についても、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるという点において、光ファイバの耐用年数と同様であると考えます。 ○ この点、接続事業者から意見のあった主配線盤(FTM等)等の設備に関して、利用実態等を適切に反映した耐用年数になっているかについて、NTT東日本・西日本において、財務会計に際して会計基準に則した検証を行い、会計監査法人による監査を受けることで適正性を担保するとともに、総務省においてはその検証結果を適宜聴取の上、必要に応じて対応を検討することが適当と考えます。	無

(令和8年度の接続料の改定等)」のP90の対処方針(案)でお示しいただいている光ファイバの耐用年数の見直しに加え、その他関連設備につきましても、実態に即した耐用年数となるよう、特に見直しが近年行われていない設備については見直しをご検討いただきますようお願い申し上げます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	(NTT東日本・西日本) ○ 通信設備等の耐用年数について、実態を反映した数値を用いることが重要であると考えており、KDDI殿、ソフトバンク殿、SNC殿のご意見に賛同します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ (再意見10のとおり。) (再掲:左記意見のとおり、今次算定において耐用年数の見直しが行われた電柱以外の関連設備の耐用年数についても、光ファイバケーブルや光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)など、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討が必要であると考えます。) (KDDI株式会社) ○ また、KDDI殿、SNC殿及びアルテリア殿の意見の通り、電柱、光ファイバ以外の設備で、近年、耐用年数の見直しがされていないものについても、実態に即した耐用年数が適用されるよう検討することが必要と考えます。 ○ 具体的には、KDDI殿が指摘した光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)や弊社が指摘した管路・とう道等をはじめとして、その他の設備も含め近年見直しがされていないものについて、速やかに広く実態調査を行った上で、結果を公表するとともに、適切な耐用年数へ見直す事を要望いたします。 (ソフトバンク株式会社) ○ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを要望するアルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。 ○ (再意見10のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
---	--	--	--

意見12 ● 物価高の継続により今後も設備管理運営費の増加傾向が想定されることから、NTT東日本・西日本において継続的なコスト削減・設備効率化の対応を要望。 ● 同旨意見(1者) ● 総務省の要請に基づく費用や投資の効率化等の報告を継続し、適切な費用削減・効率化の実施の検証が必要。	再意見12 ■ コスト効率化及び適切な価格転嫁に関する意見(再意見1)と同旨。 ● 賛同意見。	考え方12	
<加入光ファイバの設備保全費等> ○ 昨今の物価高の継続により、今後も設備管理運営費が増加傾向になることも想定されることから、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT 東西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。 ○ 総務省殿からの要請に基づき、NTT東西殿においては2023年度から2025年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証していただく必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社) ○ 第一種指定電気通信設備は、ボトルネック設備として公共性が高い設備であり、接続事業者との適切な公正競争が確保されるよう、適正な原価や利潤に基づく算定および接続事業者の予見性確保が重要であると認識しております。 ○ 特に、加入光ファイバ設備においては、ユニバーサルサービスに指定されている固定ブロードバンドサービスに利用される不可欠設備であり、その接続料水準は接続事業者が設定する利用者料金にダイレクトに影響するものとなっております。	○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では引き続き発生することから、無派遣工事の推進や残置回線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取組みも進めているところです。加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。 ○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保に向けた適切な価格転嫁(取引価格等の改定)による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、当社としても適切に対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の大幅な上昇に対する懸念を表明されているアルテリア・ネット	○ 加入光ファイバに係るコスト効率化・削減の取組については、前算定期間でNTT東日本では151億円、NTT西日本では188億円(既に実績が取りまとまった令和6年度まで)が削減されたと承知しています。 ○ 左記意見等のとおり、今次算定期間においても、費用や投資の効率化によって加入光ファイバの接続料原価を適正なものとするこへの要請は引き続き高いと考えます。令和8年度から令和12年度まで加入光ファイバに係る費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請) ○ なお、NTT東日本・西日本においては、前算定期間に関する報告と同様、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に定める業務区分毎の内訳を分類するなどした上で、各項目の効率化・削減等の程度が可視化されるような形で報告することが適当であり、各項目における効率化・削減等の状況について、適切に説明を行うことが適当と考えます。 ○ また、NTT東日本・西日本においては、コス	無

○ 今般、認可申請された加入光ファイバの接続料は、算定期間全般にわたり大幅な改定となっており、固定ブロードバンドサービスの公平、適切かつ安定的なサービスの提供に影響を与えるおそれを懸念しております。 ○ NTT東西殿におかれては、今後も原価削減に向けた取組を強化していただくよう要望いたします。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	ワークス殿の意見に賛同。 ○ (再意見1のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	ト効率化・削減の進展等の状況変化を踏まえつつ、必要に応じ新たな効率化の取組を検討することが望ましいと考えます。	
意見13 ● 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の規定に基づく例外措置である乖離額調整が恒常的に実施されているところ、今後は許可申請が必要となる理由について、都度開示が行われるべき。 ● 上記許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等の開示を要望。 ● 自己資本利益率やリスクフリーレートの変更はNTT東日本・西日本の資本コストの実績値の変更とは言えず、単純に乖離額調整の対象とすることは不適切。内訳を示した上で値の適切さにつき説明が必要。	再意見13 ■ 3条許可申請の内容と申請理由は、申請の概要資料中で開示されているが、今後も事業者説明会の場で丁寧に説明していく考え。 ■ 今後も3条許可申請を行う際は、その必要性を十分に検討した上で総務省へ申請する。 ■ 報酬に関する意見(再意見5)と同旨。 ● 賛同意見(2者)。	考え方13	
○ 乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置であるにもかかわらず、恒常的にこれが実施されているところ、当該措置を求める同様の申請が行われる際には、これが必要となる理由について、その都度開示が行われるべきです。 ○ また、同様の趣旨から、これを実施するため同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可(三条許可)の内容や申請理由については、これまでも事業者説明会の場において説明しており、今後も引き続き丁寧に説明していく考えです。なお、当該内容については、令和8年1月20日の電気通信事業部会(第163回)資料にて開示されていると認識しております。 ○ 当社が三条許可申請を行う場合には、今後もその必要性を十分に検討のうえ、総務省への許可申請を実施する考えです。 ○ アルテリア・ネットワークス殿の報酬へのご意見について、接続料原価に算入している報酬は、電気通	○ 接続料規則第3条ただし書に基づく許可(以下「3条許可」といいます。)申請が必要な理由、申請決定の判断の根拠となる基準等については、NTT東日本・西日本において、再意見のとおり、関係事業者に対して丁寧に説明することが適当と考えます。	無

○ 乖離調整額の算定にあたっては、報酬、特に自己資本コストの算定について、平均自己資本利益率やリスクフリーレートの実績値が変更となったということであり、NTT東西殿の資本コストの実績値とは言えないことから、そのまま単純に適用し乖離額調整の対象とすることは不適切であり、内訳を示した上で採用する値が適切であることの説明が必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するために必要な資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ 昨今、接続料算定に与える乖離額調整の影響は非常に大きなものとなっており、その実施是非や運用の在り方について見直し検討が必要であるとする楽天モバイル株式会社殿(以下、「楽天モバイル殿」)のご意見に賛同します。 ○ 予測と実績との差異を自動的に乖離額として原価に組み入れることが恒常的に行われている現状の手法は、NTT東西殿の原価削減インセンティブを阻害する要因となりうることを懸念しております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 乖離額調整の在り方に係る楽天モバイル殿、アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。 ○ 乖離額の調整が三条許可申請による例外的な扱いである以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当と考えます。 ○ その上で、今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、本接続約款変更申請の認可後においてもNTT東西殿で更なる予測の精緻化及び事後検証を行っていただく等、改善を要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見14	再意見14 ■ 将来原価方式で算定する加入光ファイバ接続料は、市場環境や事業環境の変化が激しいことを踏ま	考え方14	

● 乖離額調整が例外的な扱いである以上、乖離額構成要素の細目や理由の情報開示、発生要因の分析を実施した上で、慎重な判断が適当。 ● 今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、NTT東日本・西日本で更なる予測の精緻化及び事後検証を行う等、改善を要望。 ● 今回の算定においては将来原価を予測した上で適切に算定されているものと認識しており、今次算定期間内の乖離額調整につき、その要否の検討を要望。	えると、予測と実績に乖離が生じることは避けられず、接続料規則第14条に規定される実績収入と実績原価の一致を確保するため、乖離額調整の仕組みが不可欠。 ● 乖離額調整の改善に関する賛同意見(3者)。 ● 乖離額調整の要否検討に関する賛同意見。		
○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条の二第一項の規定により乖離額の調整は原則認められていないところ、令和5年度に係る実績収入と実績原価に基づく実績差額を令和7年度の接続料原価に算入する三条許可申請が行われ、令和7年度の適用接続料は認可済接続料から+87～121円と大幅に上昇しています。 ○ 乖離額の調整が例外的な扱いである以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当です。 ○ その上で、今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、本接続約款変更申請の認可後においてもNTT東西殿で更なる予測の精緻化及び事後検証を行っていただく等、改善を要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) ○ 今回の接続料算定においては、物価上昇率の適用のほか、直近のリスクフリーレートを用いて算定されている等、将来原価を予測した上で適切に算定されているものと認識しておりますので、算定期間内の乖離額	○ なお、加入光ファイバ接続料の算定における将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、市場環境や事業環境の変化が激しいことを踏まえると、構造上、収入と原価の予測と実績に乖離が生じることは避けられないことから、接続料規則第14条(接続料設定の原則)に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあるため、発生した予測と実績の乖離を調整する仕組みが不可欠であることから、2008年度以降、接続料の認可申請と併せて許可申請を実施し、総務大臣の許可を得てきたところで (NTT東日本・西日本) ○ 昨今、接続料算定に与える乖離額調整の影響は非常に大きなものとなっており、その実施是非や運用の在り方について見直し検討が必要であるとするSNC殿のご意見に賛同します。 ○ (再意見13のとおり)。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 別紙2に記載の、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の「乖離額の調整が例外的な扱い	○ 3条許可については申請の都度、「特別な理由」があるかどうか慎重に判断されるべきものです。加入光ファイバ接続料における乖離額調整については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る「第一次答申」(※)以降の議論を踏まえて、次の諸点等を考慮して、これが認められてきているものと承知しています。 ① 一定程度の積極的な需要見積もりを行っていること ② 複数年度の将来原価方式により算定を行っていること ③ ①②により、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の費用収入間差額を申請者のみに負担させることは適当ではないこと ④ 調整方法について、予見可能性に一定の配慮が加えられていること ○ 総務省においては、上記の諸点等を踏まえ、今後とも3条許可について慎重に判断することが適当と考えます。 ○ NTT東日本・西日本においては、収入と原	無

調整について、その要否について改めて検討することを要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	である以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当」(P9)とすご意見に賛同いたします。 ○ 前回の意見募集において弊社より提出した意見でも触れたように、乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく例外措置であるにもかかわらず、恒常的にこれが実施されている状況にあると見受けれます。接続料の透明性向上の観点から、貴省におかれましては、同条ただし書に基づく許可申請に関する条件や判断指針等について明らかにしていただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社) ○ 乖離額調整の在り方に係るアルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。 ○ (再意見13のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	価の予測と実績の乖離の要因について検証するとともに、予測の精緻化に向けて今後とも検討を続けることが適当と考えます。 ※「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」に対する答申(平成23年3月29日情郵審32号)	
意見15 ● 今後、乖離額調整の金額規模が大きい場合には、再度複数年度に分けて調整を要望。 ● 透明性確保の観点から、乖離額の原価内訳について毎年度の接続料認可申請時に開示を要望。	再意見15 ■ 3条許可申請の内容と申請理由は、申請の概要資料中で開示されているが、今後も事業者説明会の場で丁寧に説明していく考え。 ■ 今後も3条許可申請を行う際は、その必要性を十分に検討した上で総務省へ申請する。 ■ 乖離額は本来直ちに調整すべきところ、接続料水準の急激な変動を避けるため、5年間の算定期間内で調整額を平準化しているが、今後も可能な限り対応する。 ■ 算定根拠をホームページで開示しており、接続事業者は将来原価方式による申請時と実績年度の算定根拠を比較することで加入光ファイバ接続料の乖離額の内容を把握できるが、乖離額が生じた主な要因については、今後も事業者説明会等で開示可能な範囲で説明する。	考え方15	

	● 賛同意見(2者)。		
⑥ 複数年度での平準化対応 ○ 今次加入光ファイバの接続料申請については、2024年度の乖離額および2025年度の乖離額見込みを2026年度から2030年度までの5年間に分けて調整する方法が適用されています。 ○ 今後、大幅な金利上昇等が生じると、引き続き大きな乖離額が発生し接続料の大幅な上昇が想定されることから、乖離額調整の金額規模が大きい場合には必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望いたします。 ○ また、透明性確保の観点から、発生した乖離額の原価内訳については毎年度の接続料認可申請時に開示いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)	○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可(三条許可)の内容や申請理由については、これまでも事業者説明会の場において説明しており、今後も引き続き丁寧に説明していく考えです。なお、当該内容については、令和8年1月20日の電気通信事業部会(第163回)資料にて開示されていると認識しております。 ○ 当社が三条許可申請を行う場合には、今後もその必要性を十分に検討のうえ、総務省への許可申請を実施する考えです。 ○ KDDI殿の「乖離額調整の金額規模が大きい場合には必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望」というご意見について、発生した乖離額は本来直ちに調整することが理想であるところ、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配慮し、算定期間5年間とした将来原価方式での算定の中で、調整額を算定期間内で平準化したものであり、今後もそういった点にも配慮し、可能な限り対応していく考えです。 ○ なお、接続料の認可申請にあたっては、認可申請した接続料の算定根拠を当社ホームページで開示しており、接続事業者様は当該算定根拠において接続料原価の項目毎の内訳を確認することが可能です。 ○ そのため、加入光ファイバ接続料においては、将来原価方式による申請時の算定根拠と実績年度の算定根拠の各項目を比較することにより、生じた乖離額の内容を把握することが可能ですが、当社としては、乖離額が生じた主な要因について、今後も事業者説明会等の場において開示可能な範囲で説明していく考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ 乖離額の複数年度での平準化については、接続料規則の規定や接続事業者への影響を踏まえ、NTT東日本・西日本において、必要に応じて検討することが適当と考えます。 ○ 乖離額調整に係る透明性確保については、NTT東日本・西日本において、再意見のとおり、接続事業者に対して丁寧に説明することが適当と考えます。	無

	○ KDDI殿の意見の通り、乖離額調整の金額規模が大きい場合には、必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望いたします。 ○ あわせて、毎年10月末に開示される速報値に際しては、乖離額に関する情報を併せて提示いただくとともに、乖離額の平準化方法その他の調整の在り方については、接続事業者との十分な協議を経た上で、その結果も踏まえて決定いただくことを要望いたします。 (ソフトバンク株式会社) ○ 乖離額調整の在り方に係るKDDI殿の意見に賛同します。 ○ (再意見13のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見16 ● シェアドアクセス方式に係る新設工事費の上昇が想定されることから、NTT東日本・西日本において、継続的なコスト削減するとともに新設工事費よりも低廉な「光屋内配線の転用」を促進することが重要。 ● 2025年2月より新規残置回線の網使用料化が開始されたが、再利用の可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判断、再利用の徹底及び不要な残置回線の撤去促進によって設備の効率化を要望。 ● 既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望。	再意見16 ■ FTTHサービスの需要継続の状況では、引込線等は撤去せず残置・再利用することが効率的で利用者利便にも適うため、原則残置としてきたところ。 ■ 個別要望や建物取壊し時は撤去し、引き続き設備効率化に取り組む考え。 ■ 既存残置回線の網使用料化に関する意見に賛同。 ● 既存残置回線の網使用料化について、接続研第七次報告書で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とするべき。	考え方16	
⑦ 設備の効率化 ○ シェアドアクセス方式に係る新設工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、NTT東西殿いずれも上昇(※1)しており、昨今の物価・人件費上昇の影響	○ 当社としては、FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、また利用者利便にも	○ 光回線再利用スキームについては、加入光ファイバの効率的な運用に資する取組であり、接続の円滑化の観点からも、より多くの事業者の参画が期待されます。総務省においても、	無

響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されます。NTT東西殿においては、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、新設工事費よりも低廉な工事費が設定されている「光屋内配線の転用」を促進していくことが、設備効率化の観点から重要であると考えます。 ○ また、2025年2月より新規残置回線の網使用料化が開始されましたが、NTT東西殿においては、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進によって引き続き設備の効率化に努めていただくことを要望いたします。なお、残置回線は全ての事業者が再利用可能であることを踏まえ、既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望いたします。 (※1)例)平日昼間の場合の工事費 ()は前年度差 ・光屋内配線の新設工事費 - NTT東殿:16,314円(+859円)、 - NTT西殿:15,850円(+849円) ・既存の光屋内配線を転用する場合の工事費 - NTT東殿:6,203円(+162円)、 - NTT西殿:6,585円(+122円) (KDDI株式会社)	適うものと考えており、これまでも原則として引込線等を残置してきたところです。 ○ 一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応により、引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。 ○ 既存残置回線については、全ての事業者様において再利用が可能であり、今後、再利用の進展が確認された場合には、現用回線数に応じてコストを負担するという網使用料の原則のとおり、新規残置回線のコストが網使用料の接続料原価に算入されているのと同様に、既存残置回線のコストについても接続料原価に算入することに一定の合理性があると考えており、「今後、議論・検討していく必要がある」とするKDDI殿のご意見に賛同します。 (NTT東日本・西日本) ○ KDDI殿の「残置回線は全ての事業者が再利用可能であることを踏まえ、既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望」との意見について、2025年2月26日より前に残置された回線(以下、「既存残置回線」といいます。)の扱いについては、研究会第七次報告書の中で以下の理由から従来通り既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担するという整理となっています。 ・ 接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること ・ 既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であること	関係事業者の参画に向けた取組の状況について注視していくことが適当であると考えます。 ○ また、既存残置回線の取扱いについては、「接続研 第七次報告書」(令和5年9月6日公表)を踏まえ、まずは網使用料化を希望する事業者において現時点における再利用の進展状況及び今後の見込み等を明らかにした上で、総務省において、必要に応じて見直しを検討することが適当であると考えます。
--	---	--

	○ また、第67回接続料の算定等に関する研究会（2023年1月24日開催）におけるNTT東西殿の説明資料によれば、既存残置回線の残置回線コストを網使用料のコストに算入させる場合、分岐端末回線に係る接続料はNTT東日本殿で 328 円から465 円に増加(+137円)、NTT西日本殿で 412 円から 762 円に増加(+350 円)と大幅に上昇する予測となっており、NTT東西殿が提供する光サービス卸の卸料金にも影響が及び、FTTH サービス全体に影響が出るおそれがあるため、既存残置回線については、研究会で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とすべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)		
意見17 ● 次年度以降の加入光ファイバ接続料は、大幅な上昇となっており、接続事業者の予見性が確保されているとは評価し難い。 ● 今回のように大幅な接続料上昇が見込まれる場合、算定方式の見直し中であっても、10月末の段階で、全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を開示し、予見性向上の取組の強化と接続料の在り方の早期検討を要望。 ● 事前に開示された情報を踏まえ、急激な上昇を複数年で平準化する激変緩和措置等の検討が必要。	再意見17 ■ 加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末の情報開示について、引き続き今後も情報開示に努める。 ■ 毎年度10月末の情報開示について、全ての接続料の事前開示は実務上困難だが、接続料の予見性向上に資する情報につき、今後も事業者から具体的要望があったものは可能な限り開示に努める考え。 ● 毎年度10月末の情報開示に関する賛同意見（3者）。	考え方17	
○ 第一種指定電気通信設備は、ボトルネック性及び公共性が極めて高い設備であることから、接続事業者との間において公正な競争が確保されるよう、実態に即した適正な利潤算定及び接続料水準に関する十分な予見性の確保が不可欠です。今回の認可申請の内容に鑑みると、その重要性は一層高まっているものと認識しております。	○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。	○ NTT東日本・西日本においては、自主的な取組として、加入光ファイバ接続料の乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年10月末の再計算報告時にあわせて開示していると承知しており、接続事業者の意見も踏まえながら、開示する情報については引き続き検討することが適当と考えます。	無

○ 特に、加入光ファイバに係る接続料については、2026年度以降の水準が2025年度と比較して、いずれも概ね20%を超える大幅な上昇となっております。このような急激な変動は、接続事業者の立場からすれば、予見性が十分に確保されているとは評価し難い水準であると考えます。 ○ 接続料の水準及びその変動は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に大きな影響を及ぼすものです。加えて光ファイバは、固定系ブロードバンドサービスにとどまらず、移動体事業におけるエリア展開（バックホール等）を含め、各種通信サービスの提供基盤として不可欠な設備であり、その接続料の動向は、エンドユーザ料金や通信事業者の事業運営に直結するものです。 ○ 今回の接続料水準の変動は、日本の通信サービス全体に広く影響を及ぼし得るものであり、接続事業者の費用負担の増加は、エンドユーザ料金の見直しを含む経営上の対応を検討せざるを得ない状況を生じさせる可能性があります。 ○ このため、今回のように大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、算定方式の見直しが継続中である場合であっても、速報値が示される10月末の段階において、加入光ファイバをはじめとする全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を速やかに開示し、予見性向上に資する取組を一層強化していただくとともに、後述に示す論点を始め、当該接続料の在り方を早期に検討いただくことを要望いたします。 ○ また、事前に開示いただいた情報を踏まえ、急激な上昇を複数年で平準化する激変緩和措置等の方策を検討することが必要であると考えます。 (ソフトバンク株式会社)	○ なお、ソフトバンク殿の予見性向上に関するご意見について、毎年度10月末の時点において、全ての接続料を事前開示することは実務上困難ですが、これまでも接続事業者様からのご要望を踏まえて、毎年度10月末において、「加入光ファイバ接続料の乖離額並びにその内訳」や「接続料の稼働回線数」等の、接続料について予見性向上に資する情報を当社ホームページにおいて開示してきたところであり、今後も接続事業者様から具体的要望があったものについては、可能な限り事前の開示に努める考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 今次の接続料の大幅な上昇について、通信サービス全般への影響を懸念し、接続料算定について更なる適正化の検討を要望されているソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同します。 ○ ソフトバンク殿のご意見にもある「激変緩和措置等の方策を検討することが必要」について、2025年度と2026年度の接続料の改正が20%強の上昇となっていることから、算定期間初年度の大幅な上昇について緩和する措置の実施を改めて要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 別紙2に記載の、ソフトバンク株式会社殿ご提出の「大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、算定方式の見直しが継続中である場合であっても、速報値が示される10月末の段階において、加入光ファイバをはじめとする全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を速やかに開示し、予見性向上に資する取組を一層強化していただく(略)ことを要望」(P3)のご意見に賛同いたします。 ○ なお、前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、第一種指定電気通信設備接続	○ また、予見可能性の確保については、算定等WGで整理された対処方針において、NTT東日本・西日本は将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、中間年度である3年目に加え4年目においても今次算定期間以降も含む接続料水準(概算額)の見通しを開示することとされていると承知しており、こうした取組によっても接続事業者の予見可能性の確保が図られるものと考えます。 ○ なお、激変緩和措置については今回の申請において、算定期間中の接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、前算定期間中の乖離額を5年間で平準化することとされており、初年度における急激な接続料の上昇については既に一定の激変緩和措置は講じられているものと考えますが、今後とも大幅な接続料の変動が見込まれる場合には、同様の措置について、NTT東日本・西日本及び総務省において必要に応じて検討することが適当と考えます。
---	---	--

	料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置である乖離額調整の申請が行われる場合には、当該措置が必要となる理由について、その都度開示が行われるべきであることも申し添えさせていただきます。 (楽天モバイル株式会社) ○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の大幅な上昇に対する懸念を表明されているソフトバンク殿の意見に賛同。 ○ (再意見1のとおり。) ○ また、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示についての継続・更なる情報開示を要望するソフトバンク殿の意見に賛同します。 ○ 加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示については、シェアドアクセス方式の主端末回線及び分岐端末回線、シングルスター方式それぞれの翌年度接続料の概算値を開示いただいているところ、今回認可申請が行われた令和8年度以降の接続料のように、将来原価方式において算定期間をまたぐ場合には、将来原価方式で算定されるシェアドアクセス方式の主端末回線、シングルスター方式の翌年度接続料の具体的な単金や変動要因を把握できない点は大きな課題であると考えております。算定期間をまたいだ翌年度以降の接続料の大きな傾向を把握するため、NTT東西殿におかれましては、接続事業者の予見性の向上のため、例えば、今次算定期間と同様の算定方法と仮定した単金の予測や、変動の情報開示を行っていただくことを要望いたします。 ○ 今回のような大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、速報値が示される10月末の段階において、	
--	---	--

	接続料の水準や変動要因の情報を速やかに開示することを要望するソフトバンク殿の意見に賛同します。 ○ 接続事業者としては、接続料の水準の変化が今後のサービス提供へ及ぼす影響度合いの算定や、設備投資の中長期的な計画等の検討を余儀なくされるため、今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階で情報開示いただくことが適当であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見18 ● 接続事業者の予見性確保の観点から、「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる原価や稼働回線数等に係る情報」について、毎年10月末までに開示するNTT東日本・西日本の取組の継続を要望。 ● 同旨意見(1者)。 ● NTT東日本・西日本が算定等WGで提案した「算定期間以降も含む接続料水準の見通し(概算額)」について、算定期間以降も含め最低3年間の見通しを示した上で、精度を高めた算定及び算定根拠の開示を要望。 ● 毎年10月末の情報開示に際して、乖離額に関する情報を併せて提示し、乖離額が大きい場合の調整方法について、接続事業者との十分な協議期間を確保し、事業者の意見も踏まえた上で検討・決定を要望 ● 今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階での情報開示を要望。	再意見18 ■ 毎年度10月末の情報開示に関する意見(再意見4)と同旨。 ■ 乖離額調整を含む接続料の申請内容は申請者が決定するものだが、総務省の審議会において、事業者意見等の扱いも含め適切なプロセスを経て審議・認可されているとの認識。 ● 毎年度10月末の情報開示に関する賛同意見(3者)。 ● 算定期間の3年目・4年目において5年分の見通しの情報開示等の前広な情報開示を要望。 ● 乖離額が大きい場合の調整に関する賛同意見(3者)。	考え方18	
<接続事業者の予見可能性の向上>	○ 接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より	○ 加入光ファイバ接続料の予見可能性の確保に向けた取組については、考え方17のとおり	無

○ 接続事業者の予見性確保の観点から、NTT東西殿による「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」について、毎年10月末までに開示する取り組みを今後も継続いただくよう要望いたします。 ○ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ第1回において、NTT東西殿から「複数年の将来原価方式の算定期間の中間年度において、算定期間以降も含む接続料水準の見通し(概算額)」の開示が提案されてものと承知をしています。 ○ 当該見通しについては、算定期間以降も含め最低でも3年間の見通しを要望いたします。その上で、予見可能性と検証可能性を担保するために可能な限り精度を高めた算定に加え、その算定根拠についても開示いただくことを要望します。 (中部テレコミュニケーション株式会社) ○ 直近では金利上昇や物価上昇等の影響により、予測値と実績値の乖離額は拡大する傾向が見られ、接続事業者にとって接続料の予見可能性を確保することが一層重要な課題となっています。 ○ このため、毎年度10月末の速報値の開示に際しては、乖離額に関する情報(設備コスト(特に大きな費目は個別に)・資本コスト・需要それぞれの予測と実績の乖離幅とその要因等)を併せて提示いただくとともに、乖離額が大きい場合には、その調整方法(乖離額の平準化の対応方法等)について、接続事業者との間で十分な協議期間を確保し、接続事業者の意見も踏まえた上で検討、決定いただくことを要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)	乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。 ○ ソフトバンク殿の「乖離額が大きい場合には、その調整方法(乖離額の平準化の対応方法等)」について、接続事業者との間で十分な協議期間を確保し、接続事業者の意見も踏まえた上で検討、決定いただくことを要望」というご意見について、乖離額調整を含む接続料の申請内容は、申請者である当社が決定するものですが、総務省の審議会で、接続事業者様等から提起されたご意見等の扱いも含め、適切なプロセスを経て審議され、認可されているものと認識しております。 (NTT東日本・西日本) ○ 接続事業者の事業採算性を見通しを確保し、国民にとって必要不可欠な固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を実現する観点からも、接続料の予見性の確保に関するCTC殿の意見に賛同します。 ○ 弊社としては、毎年度、次年度以降3年間程度の接続料の見通しが提示されることを改めて要望します。 ○ 昨今、接続料算定に与える乖離額調整の影響は非常に大きなものとなっており、その実施是非や運用の在り方について見直し検討が必要であるとするCTC殿、ソフトバンク殿のご意見に賛同します。 ○ (再意見13のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、NTT東西殿による予測接続料および機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報の開示について、毎年度10月末までに継続実施いただ	です。 ○ 乖離額調整の具体的な方法については、NTT東日本・西日本において、接続事業者に与える影響も考慮しながら検討することが適当と考えます。
--	---	--

○ 今次算定期間の接続料は、現状の接続料から約2～3割上昇しており、これまでにない急激な上昇となっております。接続事業者としては、接続料の水準の変化が今後のサービス提供へ及ぼす影響度合いの算定や、設備投資の中長期的な計画等の検討を余儀なくされるため、今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階で情報開示いただくことが適当であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	くことを要望いたします。 ○ 左記意見のとおり、予測値と実績値の乖離額は拡大傾向にあり、接続料の予見可能性確保が一層重要となっております。今後、乖離額が大きい場合には、必要に応じて再度複数年度に分けて乖離額を調整いただく等影響緩和のための方策を検討いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 加入光ファイバに係る接続料が概ね20%を超えて急激に上昇している状況は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に極めて大きな影響を及ぼすものです。とりわけ、設備投資や料金戦略、事業継続性の観点からも、接続料水準の安定性及び予見可能性の確保は不可欠です。 ○ このような状況を踏まえ、中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「ctc殿」といいます。)、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「SNC殿」といいます。)の各社においても、同様の問題意識から予見可能性確保のため接続料水準の見通しの開示を要望されているものと考えます。 ○ 接続事業者が予見性をもって合理的な経営判断を行うことを可能とするため、少なくとも算定期間の3年目と4年目において5年分の接続料水準の見通しの情報を開示いただく等、前広な情報開示を要望いたします。 (ソフトバンク株式会社) ○ 接続料の更なる予見性の向上のために、算定期間の中間年度での概算額の開示について、算定期間をまたいだ期間での予測情報の開示を要望する中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。 ○ また、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末	
--	---	--

	のNTT東西殿による情報開示についての継続・更なる情報開示を要望する中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。 ○（再意見17のとおり。） ○ 乖離額調整の在り方に係るソフトバンク殿の意見に賛同します。 ○（再意見13のとおり。） （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）		
意見19 ● 対処方針の整理を踏まえ、算定期間5年間の将来原価方式での接続料の見通しの開示に当たっては、3年目・4年目において5年分の提示を要望。 ● 同旨意見(1者)。 ● 予見性確保の観点から、毎年、翌年度以降の3年分の見通しの提示を要望。 ● 同旨意見(1者)。 ● 単金の概算額に加え、需要(回線数)、設備管理運営費等の予測情報についても開示を要望。 ● 算定期間をまたぐ場合、翌年度翌年度以降の接続料の傾向を把握するため、例えば今次算定期間と同様の算定方法を仮定しての単金の予測開示を要望。	再意見19 ■ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示は、接続事業者の予見性を高める観点から、2020年度実績より乖離額調整に係る状況を毎年10月末に開示しており、今後も予見性に資する情報開示に努める。 ■ 算定等WGの対処方針を踏まえ、加入光ファイバ接続料の予測値について、3年目・4年目において向こう5年分の接続料の見通しと根拠となる情報を開示する考え。 ● 算定期間以降を含む複数年度分の情報開示に関する賛同意見(4者)。	考え方19	
⑥ 予測単金の情報範囲見直し ○ 対処方針案において、将来原価方式の算定期間を5年間とし、NTT東西殿が、中間年度である3年目による開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料の見通し(概算額)を開示することが整理されましたが、見通しの提示にあたっては3年目・4年目においても当該算定期間以降も含め、少なくとも算定期間と同じく5年分開示いただくことを要望いたします。	○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。	○ 加入光ファイバ接続料の予見可能性の確保については、考え方17のとおりです。 ○ 具体的な情報開示の対象(対象期間・範囲)については、接続事業者の予見可能性の確保の観点からは可能な限り広範囲の情報が開示されることが望ましいことから、NTT東日本・西日本の再意見のとおりに行われることが適当と考えます。	無

○ また、接続料の見通しの開示にあたっては、単金の概算額だけではなく、少なくとも接続事業者において予測の精緻化が困難であると考えられる需要（回線数）、設備管理運営費等の予測情報についても、開示いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料)においては、「将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、中間年度である3年目での接続料水準の見通し(概算額)の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当」と整理されています。 ○ この整理を踏まえ、更なる予見可能性の向上及び公正な競争環境の確保の観点から、将来原価方式の算定期間(5年間)に係る情報開示として、以下の対応を要望いたします。 ・3年目の見通し開示時点において、5年分(4年目～8年目)の接続料水準の見通しを開示すること ・4年目の見通し開示時点において、5年分(5年目～9年目)の接続料水準の見通しを開示すること ○ これにより、算定期間後半(4～5年目)における急激な水準変動リスクや、算定期間を跨ぐ場合の水準感について、接続事業者がより実務的に把握することが可能となり、設備投資計画、料金設計、営業計画等の策定に資するものと考えます。 (ソフトバンク株式会社) ○ 算定期間内において接続事業者の予見性を確保する観点から、毎年、翌年度以降(3年分程度)の見通しを提示していただくことを要望します。	○ 加えて、加入光ファイバ接続料の予測値については、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ)における整理を踏まえ、今次算定期間の中間年度である3年目での開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料水準の見通し(向こう5年間の概算額)について、その根拠となる一定の情報も含め認可申請プロセスにあわせてお示しする考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 接続事業者の事業採算性を見通しを確保し、国民にとって必要不可欠な固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を実現する観点からも、接続料の予見性の確保に関するKDDI殿、ソフトバンク殿、SNC殿の意見に賛同します。 ○ 弊社としては、毎年度、次年度以降3年間程度の接続料の見通しが提示されることを改めて要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、接続料水準の見通しについて、算定期間以降を含む複数年度分の開示が必要であると考えます。 ○ なお、見通しの開示期間については、将来原価方式の算定期間が5年間であることを踏まえ、少なくとも5年分開示いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 加入光ファイバに係る接続料が概ね20%を超えて急激に上昇している状況は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に極めて大きな影響を及ぼすものです。とりわけ、設備投資や料金戦略、事業継	
---	---	--

(アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された令和6年度の接続料は、令和5年度の接続料より下がる見込みであったにもかかわらず、今般の3条許可に基づく乖離額調整の結果、令和7年度にかけて段階的に上昇し、令和7年度の実際の適用接続料は、申請接続料に比べ、シングルスター方式では106円～121円、シェアドアクセス方式では87円～88円の上振れが発生しており、接続事業者にとって接続料の予見性は確保されておらず、設備投資等の中長期的な判断を行う上で非常に困難な状況となっております。 ○ 今次算定期間においては、接続事業者の予見性の確保等の観点から、令和8年度から令和12年度までの5年間の期間での予測に基づき接続料を算定いただいたことについては妥当であると考えておりますが、一方で、今次算定期間の申請接続料についても前算定期間と同様に相当程度の乖離額が発生する可能性が大きいことから、接続事業者側の更なる予見性の確保の観点から、3か年分の接続料の概算値を毎年度開示いただくことを要望いたします。 ○ また、「接続料の算定等に関するワーキンググループ（第1回）」において同様の意見を提出させていただいておりますが、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示について、翌年度接続料の概算値を開示いただいているところ、今回認可申請が行われた令和8年度以降の接続料のように、将来原価方式において算定期間をまたぐ場合には、翌年度接続料の具体的な単金を把握できない点は大きな課題であると考えております。算定期間をまたいだ翌年度以降の接続料の大まかな傾向を把握するため、NTT東西殿におかれましては、接続事業者の予見	続性の観点からも、接続料水準の安定性及び予見可能性の確保は不可欠です。 ○ このような状況を踏まえ、KDDI殿、SNC殿及びアルテリア殿の各社においても、同様の問題意識から予見可能性確保のため接続料水準の見通しの開示を要望されているものと考えます。 ○ 接続事業者が予見性をもって合理的な経営判断を行うことを可能とするため、少なくとも算定期間の3年目と4年目において5年分の接続料水準の見通しの情報を開示いただく等、前広な情報開示を要望いたします。 (ソフトバンク株式会社) ○ 接続料の更なる予見性の向上のために、算定期間の中間年度での概算額の開示について、算定期間をまたいだ期間での予測情報の開示を要望するKDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。 ○ 今次算定期間においては、接続事業者の予見性の確保等の観点から、令和8年度から令和12年度までの5年間の期間での予測に基づき接続料を算定いただいたことについては妥当であると考えておりますが、一方で、今次算定期間の申請接続料についても前算定期間と同様に相当程度の乖離額が発生する可能性が大きいことから、接続事業者側の更なる予見性の確保の観点から、3か年分の接続料の概算値を毎年度開示いただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	
--	--	--

性の向上のため、例えば、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測の情報開示を行っていただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)																																														
意見20 ● 事業者説明会においてシェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコスト推移が示され、予見性確保の観点から有意義。シングルスター方式についても同様のコスト推移情報を示すとともに、来年度以降も継続して提示することを要望。	再意見20 ■ 今次算定期間におけるシングルスター方式の1芯当たりコストの推移を開示。また、今後も事業者説明会等で開示を検討。 ● 賛同意見。	考え方20																																												
○ 2026年1月29日のNTT東西殿主催の事業者説明会において、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移が示されました。当該情報は接続事業者の将来見通しの把握に資するものであり、予見性確保の観点から非常に有意義と考えます。 ○ 一方、シングルスター方式については同様の情報が示されておりません。予見性確保のため、シングルスター方式についても同様のコスト推移情報をお示しいただくとともに、来年度以降も継続して提示いただくことを要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)	○ ソフトバンク殿のシングルスター方式に係る1芯当たりコストの推移に係るご意見について、今後、事業者説明会等の場において、今般開示したシェアドアクセス方式に加え、シングルスター方式の1芯あたりコストについても開示することを検討していく考えです。なお、今次算定期間におけるシングルスターの1芯当たりコストの推移は以下のとおりです。 ■SS(シングルスター方式)の1芯当たりコスト (単位:円) <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="4">実績</th><th colspan="6">予測</th></tr><tr><th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th><th>2025</th><th>2026</th><th>2027</th><th>2028</th><th>2029</th><th>2030</th></tr><tr><td>東日本</td><td>2,046</td><td>2,163</td><td>2,309</td><td>2,386</td><td>2,502</td><td>2,700</td><td>2,799</td><td>2,863</td><td>2,916</td><td>2,957</td></tr><tr><td>西日本</td><td>2,171</td><td>2,275</td><td>2,364</td><td>2,524</td><td>2,540</td><td>2,749</td><td>2,856</td><td>2,907</td><td>2,976</td><td>3,023</td></tr></table> (NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、接続事業者の予見可能性向上の観点から、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移に加えて、シングルスター方式についても1芯当たりコストの推移を提示いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)	年度	実績				予測						2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	東日本	2,046	2,163	2,309	2,386	2,502	2,700	2,799	2,863	2,916	2,957	西日本	2,171	2,275	2,364	2,524	2,540	2,749	2,856	2,907	2,976	3,023	○ NTT東日本・西日本において、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移を示したことは、接続事業者の予見性確保に資するものと考えます。 ○ シングルスター方式のコスト推移に係る情報についても、接続事業者の意見を踏まえ、NTT東日本・西日本において、再意見のとおり今後も開示に努めることが適当と考えます。	無
年度	実績				予測																																									
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030																																				
東日本	2,046	2,163	2,309	2,386	2,502	2,700	2,799	2,863	2,916	2,957																																				
西日本	2,171	2,275	2,364	2,524	2,540	2,749	2,856	2,907	2,976	3,023																																				
意見21	再意見21	考え方21																																												

● 網使用料算定根拠では、設備管理運営費を構成する各項目の予測値の変動要因については十分に開示されておらず、より細かな粒度での情報開示を要望。	■ 設備管理運営費の各項目の変動要因については、従来から主要要因を事業者説明会で説明しており、今後も引き続き説明していく考え。		
○ また、NTT東西殿から接続約款変更申請にあたり、「網使用料算定根拠」が開示されているところですが、設備管理運営費を構成する各項目の予測値は明示されている一方、その変動要因については接続事業者が検証するには根拠が十分に開示されておらず、設備管理運営費の透明性には未だ課題があると認識しております。NTT東西殿には、引き続き、接続料の算定の根拠の細かな粒度での情報開示をご検討いただくようお願いいたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	○ ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の設備管理運営費を構成する各項目の変動要因に係るご意見について、これまでも、主な変動要因については事業者説明会の場において説明してきており、今後も引き続き、丁寧に説明をしていく考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ 接続料算定にあたって開示する情報の範囲やその方法については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の意見を踏まえて、検討を進めることが適当と考えます。	無
意見22 ● NTT東日本・西日本の申請資料はPDF形式で開示されているが、接続料算定部分は計算式の入ったExcel形式での提供を要望。	再意見22 ■ 算定根拠は備考欄に算定式等を明示しており、接続事業者においても検証可能。 ■ 当該資料は認可申請用の正式書類であるため、改変可能なファイル形式での提供はできないが、算定根拠の内容や方法に関する質問には引き続き丁寧に対応する考え。 ● 賛同意見。	考え方22	
○ NTT東西殿の申請資料はPDF形式で開示されておりますが、接続料算定部分は計算式の入ったExcel形式で提供いただきたく、ご検討をお願いします。接続事業者の接続料算定資料の検証の実効性が向上し、議論が深まることが期待できるものと考えます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	○ 算定根拠については、備考欄に算定式等を明示しており、接続事業者様においても検証いただけるものになっております。 ○ ご要望されている算定根拠の形式については、当該資料は認可申請に必要な書類として当社として正式に提出しているものであることから、改変可能なファイル形式での提供は望ましくないため、ご容赦いただきたいと考えております。引き続き、算定根拠の記載内容や算定方法に係るご質問については丁寧に対応させていただく考えです。	○ 考え方21のとおりです。	無

	(NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、NTT東西殿の接続料算定根拠等の開示資料については、接続事業者が効率的に確認・検証することにより、接続料における適正性向上の議論が深まることが期待されることから、NTT東西殿においては、Excel形式による提供や文字検索可能なPDF形式により提供いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)		
意見23 ● 加入光ファイバ接続料は今後上昇傾向にあり、接続事業者・自己設置事業者との間の公正競争の観点からも、総務省において、接続料と卸料金の関係性についての注視を要望。 ● 同旨意見(3者)。	再意見23 ■ 卸料金の妥当性は、ガイドラインに基づく総合的な検証の結果適切に評価されている。 ■ 労務費・原材料費高騰により1ユーザあたりコストは上昇傾向だが、コスト効率化に努め、市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考え。 ■ 更なる透明性向上に向け、開示可能な情報の開示と開示困難な情報の理由説明に可能な限り努めており、今後もコラボ事業者と協力し、真摯な協議を継続する。 ● 賛同意見(3者)。	考え方23	
<その他> ○ 加入光ファイバ接続料は今後上昇傾向にありますが、光コラボレーションの卸料金との適切なバランスが確保されなかった場合、コラボ事業者と接続事業者・自己設置事業者との間の公正な競争を歪めかねないと考えます。 ○ そのため、総務省殿において、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの販売奨励金を加味した卸料	○ 当社は、パートナーであるコラボ事業者様との「共創」により、リモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICT利活用による社会課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、コラボ事業者様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにして	○ 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)が指摘するとおり、FTTHアクセスサービス市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、自己設置、接続、卸電気通信役務による提供形態の中から、電気通信事業者が自らの資金や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらの	無

金における接続料相当額との関係性やその動向について十分注視していただくことを要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社) ⑧ 卸料金との関係 ○ 加入光ファイバの接続料については、近年の景気動向や金融政策の状況等により、引き続き上昇することが見込まれます。 ○ 「接続」によるサービス提供形態は、市場におけるサービスの多様化を図る観点から、今後も広く活用されることが期待される提供形態であると考えますが、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・「卸役務」の適切なバランス(通常はリスク・リターンともに「接続」>「卸役務」の関係)が確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。 ○ 結果、設備投資インセンティブが失われ、リスクを冒してまで「接続」で参入する事業者がいなくなることでサービスの多様性が失われ、ユーザの利便性が損なわれると考えます。 ○ そのため、ユーザの利便性向上および公正な競争を促進する観点から、総務省においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社) ○ 光ファイバ接続料は上昇傾向となっておりますが、接続と卸の適切なバランスを確保し、公正な競争環境が実現されるよう、卸料金の動向について引き続き注視することが必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)	いくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。 ○ 卸料金の妥当性の検証については、これまで、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」および「時系列検証」の実施を通じて丁寧に対応してきたところであり、本検証にあたっては、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストだけではなく、市場・競争環境の変化や、事業者様要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されています。今後についても、当該ガイドラインに基づき丁寧に対応していく考えです。 ○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰による光接続料の上昇に伴い、光サービスの1ユーザあたりコストも上昇傾向にあり、今後もその傾向が続く可能性があります。当社として、企業における当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に努めていく考えです。その上で、光サービス卸料金については、光サービスの1ユーザあたりコストの上昇傾向を踏まえつつ、当該コストだけでなく、市場環境や競争環境等も総合的に勘案し、コラボ事業者様に継続してご利用いただけるよう、可能な限り中長期で安定的・サステナブルな設定となるよう努めていく考えです。 ○ 更なる卸料金の透明性向上に向けては、ここ数年来、事業者協議において卸料金に関する情報開示を積極的に進めるとともに、今年度においては、強い要望のあった当社の従業員給与水準に係るデータを新たに開示しました。また、全コラボ事業者様に対して、改めて卸料金の情報開示に係るアンケート調査を実施し、事業者協議や接続政策委員会場で調査結果を報告するとともに、開示可能な情報は開示し、開示が困難なものはその理由を可能な限り丁寧に説明	バランスが適切に保たれることにより市場全体の需要増につながるものが重要です。 ○ この考え方を踏まえ、NTT東日本・西日本においては、光サービス卸について「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく自己検証を行っており、本年3月の算定等WGにおいて、今後の卸料金の水準について引き続き注視し、前回の代替性検証時からの状況変化も踏まえ、必要に応じて検証ステップの見直しも含めて検証の方法を検討する旨の論点整理がなされたと承知しています。 ○ 総務省においては、今後とも、同ガイドラインや算定等WGの論点整理等を踏まえ、接続料と卸料金の関係性等について、注視することが適当であると考えます。
--	--	---

○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料が大きく上昇することが予測されている中、光サービス卸の卸料金にも相当程度の影響があると考えられます。 ○ 光サービス卸の卸料金については、「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書」においても言及されているとおり、事業者団体等からは、卸料金と加入光ファイバ接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求める等の意見が寄せられているものと認識しております。 ○ 接続と卸の公正な競争環境の維持の観点から、今後の光サービス卸の卸料金の動向や、接続料相当額との関係性について注視いただくとともに、事業者団体や各関係事業者の意見を踏まえつつ、有識者会議等において積極的にご議論いただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	するなど、卸料金の透明性向上に努めてきたところで ○ いずれにしても、当社としてはパートナーであるコラボ事業者の皆様とこれまで以上に協力しながら、双方で運用コストの効率化やサービスの魅力度向上を進め、光サービスの需要喚起に努めていく考えであり、引き続き、コラボ事業者様との真摯な協議を進めてまいります。 (NTT東日本・西日本) ○ 加入光ファイバ接続料と卸料金の関係性や動向を注視すべきとするKDDI殿、SNC殿およびCTC殿の意見に賛同します。 ○ 加入光ファイバの接続料が上昇傾向にある一方、光コラボの卸料金についてNTT東西殿は「中長期で安定的・サステナブルな設定」と表明されており、バランスを欠いたものになる場合は、中小のFTTH等事業者を排除する動きになると認識でき、国民が多くの事業者による多彩なサービスを選択できる機会を享受できなくなることが懸念されます。総務省殿においては、引き続き注視いただくことを改めて要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 左記意見のとおり、今後加入光ファイバ接続料の上昇により、仮に接続料が光コラボレーションの卸料金と同等の水準あるいは上回る水準となった場合、「接続」「卸役務」の適切なバランスが確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。 ○ そのため、公正な競争を促進する観点から、総務省殿においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。	
---	--	--

	(KDDI株式会社) ○ 総務省において加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望するKDDI殿、アルテリア・ネットワークス殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。 ○ 特にKDDI殿の意見のとおり、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・「卸役務」の適切なバランスが確保されず、公正競争環境を損なうことが懸念されます。 ○ しかしながら、加入光ファイバ接続料が大きく上昇している中、卸料金については接続料の算定等に関するワーキンググループ（第5回）の資料1のP9においてNTT東西殿のご見解として、「卸料金については、コストだけでなく、市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、コラボ事業者に継続してご利用いただけるよう、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考え」であることが明示されており、今後、接続料と卸料金が一層連動しないこととなる可能性があると考えます。 ○ 「接続」と「卸役務」の公正な競争環境の維持の観点から、今後の光サービス卸の卸料金の動向や、接続料相当額との関係性について注視いただくとともに、事業者団体や各関係事業者の意見を踏まえつつ、有識者会議等において積極的にご議論いただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見24	再意見24 ▲ 電柱の耐用年数を28年から35年に見直すことに反対。	考え方24	

	▲ 耐用年数を延伸させることにより倒壊リスクが微増し、大規模災害時にも倒壊する確率は微増すると思料。		
	○ 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたNTT東西の検証結果を踏まえ、耐用年数を28年から35年に見直すことが適当。との意見があるがこれには明確に反対する。 ○ 耐用年数を延伸させることにより少なからず倒壊の不確定要素が微増する。また、メディアで喧伝されているような大規模災害が来た際にも同じく倒壊する確率は微増するであろう。蓋しセメントやコンクリートは永遠不変ではない。 (個人G)	○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料は、算定等WGで整理された対処方針に基づき、NTT東日本・西日本による検証結果を踏まえて電柱の耐用年数を28年から35年に見直した上で算定されたものであり、合理性があると考えます。 ○ なお、電柱を含めた設備については、NTT東日本・西日本において、災害等のリスク等を十分に考慮の上、安全性の確保が図られるべきものと考えます。	無

2 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等

意見25 ▲ 接続料の上方改定を議論する場合には、「改定が何の便益を生むのか」「便益を実現する前提条件は揃っているのか」を一体で示すべき。現状は、料金側の議論が先行し、前提条件の整理が不十分。 ▲ 最大概ね25Gbps級のアクセス提供が示されているが、家庭の現実的な構成では、終端装置や宅内配線、ルーター等がボトルネックになりやすく、提供速度の上昇が体感に直結しない。25GbE級を実現するには、データセンター寄りの高額な機器群が必要で導入障壁が高く、費用負担だけが先行するリスクが高い。 ▲ 接続料改定を進めるのであれば、料金改定と同時に、便益を実現するための条件整備を制度的に束ねて提示することを求める。具体的には、25Gbps級サービスで家庭が現実的に到達できる実効性能の想定、推奨される宅内構成と必要機器の水準、混雑時を含む実効性能に関する情報開示の考え方を、利用者が判断できる粒度で明確化することが必要。	再意見25 ▲ プランの通信速度ばかりが上がっているが、普通の人間が1秒間に何GBもの情報を使うものではない。物価高騰・円安の中、通信だけに毎月1万円を払える国民は少ない。NTTの超高速接続帯を規制し、MVNOの通信速度制限を緩和して低料金化を図るべき。	考え方25	
---	---	--------------	--

○ 本意見募集で示されている接続料算定の見直しは、金利上昇や物価上昇により将来原価方式と実態の乖離が拡大している状況を踏まえ、制度としての整合性を回復させる趣旨だと理解します。一方で、接続料は事業者間取引の数値にとどまらず、最終的には利用者料金や提供条件、設備投資の優先順位を通じて消費者便益に波及します。したがって、接続料の上方改定を議論する場合には、同時に「改定が何の便益を生むのか」「便益を実現する前提条件は揃っているのか」を一体で示さなければ、合理的な説明として成立しにくいと考えます。現状は、料金側の議論が先行し、同時に検討すべき前提条件の整理が十分に提示されていないように見受けられます。 ○ 特に、最大概ね25Gbps級のアクセス提供開始が示されている局面では、NGN側や収容局側の高度化だけでなく、宅内側を含むエンドツーエンドの成立条件が消費者便益を左右します。家庭の現実的な構成では、終端装置や宅内配線、ルーター、端末側インタフェース、スイッチング機器がボトルネックになりやすく、提供速度の上昇が体感に直結しません。例えば、家庭向けの高性能ルーターとしてはASUS ROG Rapture GT-AXE16000、TP-Link Archer BE900、バッファローAirStation WXR-11000XE12などが10GbEポートを搭載していますが、25GbE級のWANやLANを前提にした構成は一般市場では主流ではありません。25GbE級を実現するには、MikroTik CCR2216-1G-12XS-2XQのような25G SFP28ポートを多数備えるルーター級機器や、MikroTik CRS518-16XS-2XQ-RM、QNAP QSW-M5216-1Tのような25G SFP28対応スイッチ、さらにIntel Ethernet Network Adapter E810-XXVDA2のようなサーバ向け25GbE NICなど、データセンター寄りの機器群が必要になりがちです。しかし、これらは価格帯も運用難易度も家庭の前提から外れやすく、SFP28の光モ	○ 本意見に有る様に、プランの通信速度ばかりが上がっている状況です。 ○ そもそも、AIでもない普通の人間が、1秒間に何GBもの情報を、使うものではありません。 ○ それに 物価高騰・円安の最中、政府は、今通信だけに毎月1万円を払える国民が、どれだけ居っているのでしょうか？ ○ 富裕層だけでなく、国民全体に利益を確保するのが、国の勤めのはずです。 ○ NTTの占領している超高速接続帯を規制し、MVNOの通信速度制限(200？500kbps)の緩和(数Mbps程度)に充て、低料金化を図るべきです。 (個人H)	○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。なお、新たなサービスの提供が開始される場合には、消費者の利益の向上に資することが重要であり、NTT東日本・西日本において、引き続き、そうした点にも留意した上で消費者に対する説明等を行うことが適当と考えます。	無
--	---	---	----------

ジュールやDAC、放熱や騒音、設置環境なども含めて導入障壁が高いのが実情です。結果として、制度上は25Gbps級の用意が進んでも、利用者側では10GbE止まりの宅内LANが上限になり、費用負担だけが先行するリスクが高いと考えます。 ○ また、個人利用者は回線方式を自由に選べる立場ではありません。アクセスの一部区間が共有である構造では、需要集中時に実効速度が変動し得ること自体は技術的に自然です。しかし料金が上がる局面では、その共有構造に起因する実効性能のばらつき、混雑時の期待値、改善責任の所在、情報開示の粒度が不透明なままでは、利用者は合理的な比較や納得ができません。ここを放置したまま接続料のみが上方に動くと、利用者からは「速度向上の数字は掲げるが、実効性能の条件整備や説明は別問題として置き去りにしている」と受け取られかねません。 ○ 加えて、提供初期にIPoEのみ対応となる場合、従来のPPPoE利用者や小規模事業者の運用変更が発生し、追加の手間と費用が現実に生じます。無線LAN規格の更新頻度が高いことも踏まえると、家庭は「高速化のために機器更改が必要」と言われ続けやすい一方で、肝心の有線側の更新は高額で普及しにくいという非対称が残ります。これでは、利用者負担が積み上がる構造を是正できません。 ○ 以上から、接続料改定を進めるのであれば、料金改定と同時に、便益を実現するための条件整備を制度的に束ねて提示することを求めます。具体的には、25Gbps級サービスで家庭が現実に到達できる実効性能の想定、推奨される宅内構成と必要機器の水準、互換性や移行手順、IPoE前提となる場合の利用者側の負担と代替策、混雑時を含む実効性能に関する情報開示の考え方を、利用者が判断できる粒度で明確化することが必要です。網側の高度化と接続料の見直し		
---	--	--

だけを先行させるのではなく、NGNを含むネットワーク全体と宅内側のエコシステムが揃って初めて「高速化」が消費者便益として成立する、という前提に立った説明と設計を強く求めます。 (個人D)			
---	--	--	--

3 長期増分費用 (LRIC) 方式に基づく令和8年度の接続料の改定等

意見26	再意見26	考え方26	
● LRIC方式廃止は、2028年度にビル＆キープ方式の原則化と合わせて実施することが適切。これが実現できない場合は、NTT東西において、LRIC方式を廃止した場合の2028年度以降の接続料への影響に関する予測情報を提示し、その上でLRIC方式廃止については慎重な議論が必要。 ● 非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続きLRIC方式を適用すべき。	■ LRIC方式は競争促進を図るという役割を終えており、LRIC方式を廃止して実際費用方式へ移行すべき。 ■ LRIC方式の廃止議論と、ビル＆キープ導入議論では論点が異なるものであり、それぞれ切り離して個別に検討されるべき。 ● LRIC方式廃止は慎重な議論が必要との考えに賛同意見。		
○ メタルIP電話固有設備の接続料算定方法については、接続政策委員会(第75回)にて、NTT東西殿より、LRIC方式を直ちに廃止し実際費用方式(実績原価)へ移行すべき旨の意見提示がありました。 ・「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申(2024年6月)において、現行の接続料算定方法は2028年3月まで適用するとされていること ・2028年度以降は、メタルIP電話についてエリア単位での段階的なサービス移行が予定されており、大幅な接続料変動や予見可能性の確保が困難になることによる接続事業者への多大な影響が考えられることから、LRIC廃止のみを早急に進めるのは適切ではなく、メタルIP電話の移行が本格化する2028年度にビル＆キープ方式の原則化とあわせてLRICを廃止することが適切と考えます。 ○ また、仮にビル＆キープ方式の原則化が2028年度までに実現できない場合においては、まずは、NTT東西殿に	○ 現在の音声通話の中心はモバイル、更には通話アプリ等の新たなコミュニケーションツールにシフトしており、音声市場における加入電話の独占性はもはや存在しないことから、競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式はその役割を終えており、直ちにLRIC方式を廃止して実際費用方式(実績原価)へ移行すべきと考えます。 ○ 加えて、接続料の算定方式であるLRIC方式の廃止議論と、通信業界全体で接続料金の精算方式を見直し、事業者間の協議や精算に係るコスト等の削減を図るビル＆キープ導入議論では論点が異なるものであり、それぞれ切り離して個別に検討されるべきものと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ KDDI株式会社殿ご提出の「LRIC方式廃止については慎重な議論が必要」とするご意見に賛同いたします。	○ メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうかについては、令和7年10月に総務大臣から情報通信審議会に「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」に関して諮問されており、その審議結果を踏まえ、今後、総務省において検討を進めることが適当と考えます。	無

においてLRICを廃止した場合における2028年度以降の接続料への影響に関する予測情報を提示し、その上でLRIC方式廃止については慎重な議論が必要であると考えます。 (KDDI株式会社) ○ 非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続きLRIC方式を適用すべきです。 (楽天モバイル株式会社)	LRIC方式については、廃止のみならず、その在り方自体について慎重な検討が必要であると考えます。 ○ なお、前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続きLRIC方式を適用すべきです。また、接続料の透明性向上や接続事業者の予見性確保の観点から、貴省において、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について検証を行い、必要に応じ算定方法の更新を検討いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)		
意見27 ● 接続料に大きな変動が見込まれる事象が判明している場合には、事業者の予見可能性確保のため、認可申請以前、可能な限り早期の情報提供を要望。 ● 接続事業者の予見可能性確保のため、前年度の12月末までに1通信ごと及び1秒ごとの単金の開示を要望。	再意見27 ■ 音声接続料については、今後も可能な限り早期の情報提供を行うが、第4四半期を目途に実施する接続料の認可申請と合わせて開示を行う考え。 ■ 2025年度適用接続料の申請では、2025年1月から同年3月までの間、暫定的に旧料金を適用後、新料金認可後に遡及精算することが整理されたことを踏まえて、新料金認可申請前に予測値を開示した。	考え方27	
○ 2026年度の音声接続料水準は、2025年度と比較し3分あたりNTT東殿で19.4%、NTT西殿で20.7%の増加となりました。これは、メタルIP電話固有部分の接続料が、トラヒックの減少と原価の増加により上昇したことが主な要因となりますが、特に、一般中継系ルータ接続伝送機能の原価が前年度比27.2%増(2025年度は前年度比3.6%減)と大きく増加した影響と思われます。原価の増加については、接続政策委員会(第75回)にてNTT東西殿より、「2025年度末のフレッツADSLの終了影響(共通コストのデータ役務から音声役務へのシフト)を反映した入力値を用いて算定」した旨ご説明がありましたが、今後も、接続料に大きな変動が見込まれる事象が判明している場合には、事業者の予見可能性確保のため、認可申請以前、可	○ 音声接続料については、今後も可能な限り早期の情報提供を行う考えですが、LRIC方式に基づく接続料については、総務省から例年1月頃に通知されるモデルを用いて算定するものであり、その後に当社で要する一定の算定期間も踏まえ、2027年度以降の申請においても、今回の認可申請と同様に第4四半期を目途に実施する接続料の認可申請と合わせて開示を行う考えです。 ○ なお、2025年度適用接続料の申請では、IP網への移行後の音声接続料の在り方答申(令和6年6月17日情報通信審議会)にて、2025年1月から同年3月までの間、暫定的に旧料金を適用後、新料金認可後に遡及精算することが整理されたことを踏まえて、新料金認可申請	○ LRICモデルの入力値については、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(令和3年9月)において、通信量については「令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当」、通信量以外の入力値については「令和3年度までに引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」とされていることを踏ま	無

能な限り早期に情報提供いただくことを要望します。 (KDDI株式会社) ○ 令和7年1月22日付で公告された接続約款の変更案等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」)に対して、当社より予見性確保の観点から2025年12月までに2026年度音声接続料の予測値をNTT東西殿から開示していただくことを要望し、総務殿から「NTT東日本殿・西日本殿において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示等を行うことが適当であると考えます。」との考え方が示されましたが、2026年度音声接続料の予測値について提示がなされませんでした。 ○ 今後も音声トラヒックの減少による接続料上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を確保するために、前年度の12月末までに予測値を開示していただく(例:2027年度音声接続料については、遅くとも2026年12月末までに開示していただく)ことを要望いたします。 ○ なお、開示いただく予測について、前回意見募集で当社が意見した通り、1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示していただくことを併せて要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)	前の2024年12月時点において予測値を開示したものです。 (NTT東日本・西日本)	え、例年1月頃に総務省からNTT東日本・西日本に対しモデル通知を行っているところです。 ○ 認可申請前の音声接続料の開示については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示等を行うことが適当であると考えます。	
意見28 ● LRIC方式による算定で乖離額調整を実施する場合には、接続料規則第3条ただし書きに基づく申請理由の開示及び申請決定の判断根拠となる基準等の説明を要望。	再意見28 ■ LRIC方式で算定される接続料は、実際費用を用いた算定ではないため、乖離額調整を実施していない。	考え方28	
(1) 乖離額調整について ○ LRIC方式による算定において乖離額調整を実施する場合にも、上記と同様に、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく申請が行われる際には、これが必要となる理由について、その都度開示が行われるべきです。	○ LRIC方式で算定される接続料については、実際費用を用いた算定ではないため、乖離額調整を実施しておりません。 (NTT東日本・西日本)	○ 長期増分費用方式においては、現状、予測需要が用いられており、現行の接続料規則上、乖離額調整は認められていません。	無

○ また、同様の趣旨から、これを実施するため同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)			
意見29 ● 接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、接続料の変動要因や、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性に関する見解を要望。	再意見29 ■ 2026年度適用接続料の上昇要因は、コストの上昇(対前年+11.8%)と需要の減少(対前年▲17.0%)によるものとの考え。また、LRICモデルと現状は大きく乖離していることに鑑みれば、モデルの前提条件と現状は、そもそも整合していないという考え。 ● 現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について検証を行い、必要に応じ算定方法の更新の検討が必要。	考え方29	
(2) LRIC方式のモデルの妥当性について ○ 2024年度は3分当たり9.11円だった現行のLRICモデルで算定された加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料が、2025年度には同8.97円に下落し、2026年度には同12.09円へと大幅に上昇しているところ、こうした変動を事前に見通すことは容易ではありません。 ○ 接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、接続料のこうした変動の要因や、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について、ご見解をご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	○ 2026年度適用接続料の上昇要因は、コストの上昇(対前年+11.8%)と需要の減少(対前年▲17.0%)によるものであり、総務省から通知されたモデルに従った算定となるため詳細は分かりかねますが、コスト上昇の主な要因は、2026年1月にADSLサービスを終了することを2025年度末予測回線数に反映したことによるものと想定しています。 ○ なお、LRIC方式は、毎年度の需要量に応じて、その時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用した仮想的な設備を新たに構築することを前提としたモデルであり、実際に構築・運営している設備やそのコストを前提とした接続料の算定方式ではない等、モデルと現状は大きく乖離していることに鑑みれば、当社としては、モデルの前提条件と現状は、そもそも整合していないものと考えています。 (NTT東日本・西日本)	○ 令和7年度及び令和8年度のメタルIP電話固有設備に係る接続料は、令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料と比べて、LRICモデルにより算定する機能やLRICモデルの適用方法等が異なるため、一概に比較することは困難と考えます。メタルIP電話固有設備の接続料について、令和7年度から令和8年度で上昇した主な要因は、NTT東日本・西日本からの再意見のとおり、令和8年1月にADSLサービスが終了することを令和7年度末予測回線数に反映したことによるものと認識しています。NTT東日本・西日本においては、接続約款変更の申請にあたり、接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、引き続き、必要な説明・情報の開示を行うべきであると考えます。 ○ 現行のLRICモデルにおける前提条件と現状	無

	○ 接続料の透明性向上や接続事業者の予見性確保の観点から、貴省において、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について検証を行い、必要に応じ算定方法の更新を検討いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	との整合性については、LRIC方式は、電気通信事業法上、「高度で新しい電気通信技術の導入によって、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる」機能の接続料算定に用いることとされていますが、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月)において、メタル回線設備は2035年頃に縮退見込みであり、LRIC方式を接続料算定に用いること的前提が実態と乖離しつつあることが指摘されており、これを踏まえ、現在、接続政策委員会において、接続料算定におけるLRIC方式の適用見直し等に関する検討が行われているところです。	
意見30 ● 縮退に伴うメタル回線設備の処分に際し生じる売却益や除却損等の扱い並びにそれらが事業収支、音声接続料の算定及び移行費用の取扱い等にどう反映されるかに関する説明を要望。	再意見30 ■ メタル回線設備の売却額や固定資産除却費は、接続会計上、メタル回線の接続料原価に反映しており、音声接続料の接続料原価には影響を与えていない。 ● メタル回線設備の売却益や除却損等について、接続料への影響等を明らかにし、その上で売却益の活用方法等について議論・検討が必要。 ● 同旨意見(2者)。	考え方30	
(3) メタル縮退に伴う売却益や除却損等について ○ 縮退に伴うメタル回線設備の処分に際し生じる売却益や除却損等はNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社殿(以下「NTT東西殿」)の事業収支に影響を及ぼし、ひいては音声接続料の算定にも影響を与える可能性があります。 ○ しかしながら、昨年9月29日にNTT東西殿が示した移行計画においては、当該売却益や除却損等のあり方に関	○ メタル回線設備の売却額や固定資産除却費については、メタルケーブルに係るものであることから、接続会計上、適切にメタル回線の接続料原価に反映しており、音声接続料の接続料原価には影響を与えておりません。 (NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、メタル回線設備は電電公社時代	○ NTT東日本・西日本からの再意見のとおり、メタル回線設備の売却額や固定資産除却費は、NTT東日本・西日本が申請する音声接続料の算定には影響を与えていないと承知しています。 ○ メタル回線設備の売却益の活用方法等に関する御意見については、現在、接続政策委員会において検討が行われている、メタル回線	無

する考え方やこれらの具体的な処理方法について触れられていないと認識しております。 ○ メタル回線設備は通信の黎明期に当時の電電公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」であることから、どのような考え方に基づきどのような処分が行われるのか、また、これにより生じる売却益や除却損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等にどのように反映されるのかについて、ご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	に国民負担で作られた「特別な資産」であることから、今後、撤去されたメタル回線設備における売却益や除却損等については、接続料への影響等を明らかにし、その上で売却益の活用方法等について議論・検討することが必要と考えます。 (KDDI株式会社) ○ メタル売却益については、その算定方法の適正性を確保するとともに、売却時期及び規模の見通しを公表し、その有効な活用の在り方についても議論を行うことが必要であると考えます。 (ソフトバンク株式会社) ○ 前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、縮退に伴うメタル回線設備の処分に際し生じる売却益や除去損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等にどのように反映されるのかについても、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社殿(以下「NTT東西殿」)よりご教示いただきたく存じます。 ○ また、接続事業者の予見性確保の観点から、貴省におかれましては、NTT東西殿からこうした情報が開示された際には、それらが音声接続料に及ぼす影響等について公開の場で検証・議論いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	の縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方の議論の中においても意見が提出されていると承知しており、NTT東日本・西日本の固定電話サービスの移行計画を踏まえ、必要に応じて同委員会において、議論されることが適当と考えます。
---	---	--

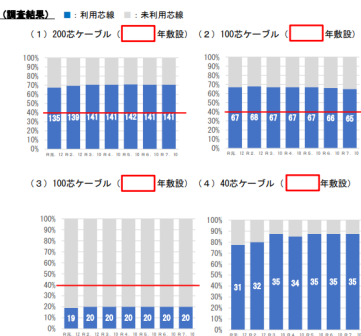
5 その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等)

意見31 ● 本来は例外措置である3条許可申請が恒常的に実施されているところ、接続料の透明性や予見性確保の観点から、当該許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等の開示を要望。	再意見31 ■ 3条許可申請に関する意見(再意見13)と同旨。	考え方31
---	--	---------------------

○ 上記のように、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請が恒常的に提出され、本来は例外として扱われるべき措置が継続的に実施されている状況が見受けられます。 ○ 本申請においては、NTT東西殿ともに、令和8年度の加入光ファイバ接続料において前年度比で約20%の上昇が生じるなどとされており、これは接続事業者にも大きな影響を及ぼすところ、本来例外とされるこうした措置が恒常的に適用される状態は、接続事業者が接続料の水準や変動等を事前に見通すことを恒常的に困難にするものでもあります。 ○ ついては、接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)	○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可(三条許可)の内容や申請理由については、事業者説明会の場において説明しており、今後も引き続き丁寧に説明していく考えです。なお、当該内容については、令和8年1月20日の電気通信事業部会(第163回)資料にて開示されていると認識しております。 ○ 当社が三条許可申請を行う場合には、今後もその必要性を十分に検討のうえ、総務省への許可申請を実施する考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ 考え方13のとおりです。	無
--	---	-----------------------	----------

6 その他の変更・報告内容等

意見32 ● 未利用芯線について、投資の合理性検証に係る精度向上の観点から調査サンプル数を拡充すべき。 ● 接続料算定において余剰設備として算定除外を行う際の判断時期及び判断基準が明示されておらず、今後の調査継続や制度運用の予見可能性の観点から、算定除外に係る基準を分類・提示し、その在り方を改めて整理すべき。	再意見32 ■ 芯線使用率調査のサンプルビル拡大は、稼働・コスト負担に対し統計的信頼性向上が見込めないため現時点では予定していないが、今後具体的議論があれば、その内容等を踏まえ判断する考え。 ■ 光ケーブル投資の合理性検証のため、芯線使用率に係るデータは総務省に今後も継続提供していく。 ■ 例示した架空光ケーブルは現在も利用があり、円滑なサービス提供に必要な設備であり、接続研で整理された「最小限投資合理性」の考え方に照らしても適切に設置されている。 ● 未利用芯線について、光ファイバの安定的運用及び設備投資インセンティブへの影響を踏まえ多角的かつ	考え方32
--	---	---------------------

	慎重な検討が必要。		
○ 未利用芯線については、投資の合理性検証に係る精度を高める観点から、実態把握を一層強化し、調査におけるサンプル数を大幅に拡充すべきと考えます。 ○ 一方で、接続料算定において余剰設備として算定除外を行う際の判断時期及び判断基準(除外判定の閾値、判定対象期間、将来の利用見込みの取扱い等)が明示されておらず、今後の調査継続や制度運用の予見可能性の観点から課題があると認識しております。 ○ 例えば、東日本ルート1・新宿ビル^(東京都)の100芯ケーブルについては、利用率が40%未満の状態が複数年にわたり継続しています。余剰設備としての算定除外に係る基準を、より具体的なケースに適用可能な形で分類・提示いただき、算定除外の在り方を改めて整理すべきと考えます。 東日本ルート1：新宿ビル^(東京都) ^(調査対象ルート)  ●：利用芯線　○：未利用芯線 (1) 200芯ケーブル () 年数設 (2) 100芯ケーブル () 年数設 (3) 100芯ケーブル () 年数設 (4) 40芯ケーブル () 年数設 ◎ き線点 ■ き線点から最も近いウロージャ (接続点) (き線点から当該ウロージャまでの区間の芯線利用率を計算) (ソフトバンク株式会社)	○ 未利用芯線は、将来の需要や故障時の対応に備えるものであり、円滑なサービス提供に必要なものです。また、光ファイバは芯線単位ではなく一定の規格のケーブル単位で敷設することから、必然的に生じるものです。 ○ また、光ケーブルの芯線使用率の実態把握に係るサンプルビルの拡大については、調査には現場を含め稼働やコストがかかる一方、調査対象ビルの追加によって統計的な信頼性が担保されるものではないことから、現時点で直ちにサンプルビルの拡大を行う予定はありませんが、今後、追加の範囲や必要性等について具体的な議論が行われた場合は、その内容等を踏まえ、総合的に判断していく考えです。 ○ 光ケーブル投資の合理性については、その検証のために芯線使用率に係るデータを総務省に継続的に提供しており、今後も対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 例示にある架空光ケーブルについては、現在も芯線の利用があり、加えて将来の需要や故障時の対応にも備えているものであり、円滑なサービス提供に必要な設備と考えております。また、経済的耐用年数を経過しておらず、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書において整理された「最小限投資合理性」の考え方に照らしても必要最小ロットで適切に設置されているものです。今後も当該ケーブルの芯線使用状況について継続的に確認し報告していく考えです。 (NTT東日本) ○ 未利用芯線の扱いについては、以下のような観点から、光ファイバ網の安定的運用および持続的な設	○ 加入光ファイバの未利用芯線については「接続研 第三次報告書」における「最小限投資合理性(経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え)」に基づいて、過去の設備投資の合理性の確認が行われているものと承知していますが、今後、この考え方を見直すべき事情が確認された場合等に、改めて必要な検討を行うことが適当と考えます。 ○ 未利用芯線の実態調査については、投資合理性の確認に向けて、引き続き検証及び公表を行っていくとともに、適正なサンプル数についても、NTT東日本・西日本において必要に応じて検討することが適当であると考えます。	無

	備投資インセンティブへの影響を十分踏まえた上で、多角的かつ慎重に検討することが必要と考えております。 ➤ 未利用芯線は、新規需要への迅速な対応、移設工事や災害時の迂回確保などに日々活用される設備余力であり、自己設置事業者が安定的かつ高品質なサービスを提供するために不可欠な資産であること ➤ 光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも、空き芯不足に伴う追い張り工事費の負担の方が大きいため、一定の未利用芯線を確保することは、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の最適化の観点から合理的であること ➤ 光ファイバ網の高度化や信頼性向上のためには事業者間の設備競争が極めて重要であるところ、接続事業者に比して高い投資リスクを負う自己設置事業者の持続的な設備投資インセンティブが確保されていることが重要であること (株式会社オプテージ)		
意見33 ▲ 「価格圧搾による不当競争は見られない」としているが、NTTドコモは、緊急電話や特殊番号サービスをIP電話契約から接続できないように設定し、無料通信普及を妨害している懸念。IP電話排除のようなNTT特権を維持させる差別化の是正を要望。	再意見33 ▲ 賛同意見。	考え方33	
○ 「価格圧搾による不当競争は見られない」としているが、NTT(docomo)は、緊急電話(119番,100番など)や特殊番号サービス(0120フリーダイヤル、116などの短縮番号)をIP電話契約から接続できないように設定し、インターネットを活用した 無料通信普及を妨害しているではないか。特にフリーダイヤルや緊急電話番号は、生活や命に 直結する問題だ。そもそも現在では電話	○ 緊急電話・フリーダイヤルのMVNOへの解放も、災害時利用や公平性の観点から、必要だと思います。 ○ 低料金契約の人間が、(特に公共であるはずの NTT のサービスで)緊急時に切り捨てられてはいけな いと考えます。 (個人H)	○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。	無

通信網自体、インターネット通信で行われているのに、IP電話は排除するというのは、全く道理が通らない。この様なNTTの特権を維持させる差別化は、やめさせるよう求める。 (個人B)			
--	--	--	--

7 その他

意見34 ● 近年、複数確認されている接続料認可申請における算定誤りは、接続事業者にとり予見困難であるだけでなく、遡及精算の場合は事業計画等にも影響するため、NTT東日本・西日本においては、誤算定を未然に防止する体制強化を要望。 ● 接続料算定根拠資料の数値の一部について、資料上記載されていない小数点以下第3位以降の端数を用いた算定と見受けられる事例があり、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、小数点以下第3位以降の数値の表示又は端数処理の規則を注記としての明記など、算定過程が再現可能となる開示を要望。	再意見34 ■ 近年の接続料認可申請における算定誤りについては重く受け止めており、検算体制の強化等の再発防止策を進める。 ■ 算定の透明性・検証可能性向上の観点から、算定根拠の必要箇所において小数点以下の表示や注記追加等の対応を検討する考え。	考え方34	
○ 近年、接続料認可申請において算定誤りが複数確認されています。算定誤りは接続事業者にとって予見困難であるだけでなく、遡及精算が生じる場合には事業計画等にも影響を与えうる事象となります。 ○ このため、NTT東西殿におかれましては、土地料金等に限らず接続料算定全般について、誤算定を未然に防止する体制の強化に努めていただくことを要望いたします。 ○ NTT東西殿が開示する接続料算定根拠資料の数値の一部について、資料上は記載されていない小数点以下第3位以降の端数を用いて算定されていると見受けられる事例があり、第三者が算定を再現・検証することが困難となっています。	○ 中部テレコミュニケーション殿のご意見のとおり、近年の接続料認可申請において算定誤りが発生し、接続事業者様にご迷惑をお掛けしている件に対しては、当社としても重く受け止めており、検算体制の強化等、再発防止に向けた取組みを進める考えです。 ○ また、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、いただいたご意見を踏まえ、算定根拠の必要な箇所について、今後は小数点以下の表示や、注記をする等の対応を検討する考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ 接続料の算定に誤りが生じた場合、接続事業者の予見可能性を毀損するだけでなく、遡及精算が生じる場合には接続事業者の事業運営にも影響を及ぼし得ることから、接続料の算定誤りの防止は接続料算定の適正性及び透明性の確保の観点から重要と考えます。 ○ 今般の算定誤りについて、NTT東日本・西日本からは、チェック体制の見直し等、所要の再発防止策が講じられるとの報告がなされており、総務省において、これらの取組を注視することが適当と考えます。 ○ 算定根拠資料の開示精度の向上については、接続事業者からの意見を踏まえ、NTT東日	無

○ 2026年1月29日の「約款変更の認可申請等に関する説明会」における当社要望のとおり、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、算定根拠資料において、少なくとも①該当箇所の小数点以下第3位以降の数値(有効桁)の表示又は②端数処理の規則を注記として明記するなど、算定過程が再現可能となる開示を要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)		本・西日本において、必要に応じて見直しを検討することが適当と考えます。	
意見35 ● 接続関連システム経費について、「システム意見交換会」において要望してきた情報が未だ開示されておらず、開発概算額の適正性を判断することが困難。 ● 同会合の現在の運用では合意形成に長期間を要し、回線管理運営費による開発において、協議を緊密かつ円滑に行う運用になっていない。 ● 網改造料による開発においても、開発済機能の情報開示の在り方や協議・調整に課題。 ● NTT東日本・西日本において、機能を詳細に区分して示し、「開発規模に関する情報」については詳細な機能ごとに開示することを要望。また円滑な協議・調整のための運用の在り方、開発済機能の情報開示と活用による効率的な開発の在り方についても検討を要望。	再意見35 ■ システム意見交換会や個別協議を通じて、接続関連システムの開発費用に関する情報開示に努めてきた。2024年7月以降は、各機能を必須・付加機能に区分し、開発規模等の情報を開示している。 ■ 機能ごとの詳細な内訳開示は、案件別コスト分計が困難な場合があることや、委託先ベンダの開発体制・開発能力推測が可能になることから困難であり、分計可能な項目は既に開示済み。 ■ システム意見交換会の開催頻度は、開発リソースと経済性の観点から現状の半年に一度が最効率と考えるが、随時個別協議も実施し、効率的な開発の実現に向けた見直しも行っている。 ■ 既存の網改造機能は接続約款に規定し、機能追加時には事業者向け説明会を実施しているが、今後も要望があれば説明を行うなど、引き続き、事業者との意見交換を通じて効率的なシステム開発と費用の適正性・透明性確保に努める考え。 ● 開発費用の透明性確保に関する賛同意見(2者)。 ● システム意見交換会の運用改善に関する賛同意見。	考え方35	
○ NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費については、「接続料の算定等に関	○ 当社はこれまで、接続事業者様向けの「システム意見交換会」や個別協議を通じて、接続関連システムに	○ 接続料原価であるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正	無

する研究会 第八次報告書」において、「開示する情報については、機能毎に十分に細分された費用が開示されるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえつつ、今後も必要に応じて見直していくことが適当である。」との考えが示されたところです。 ○ しかしながら、その後のNTT東西殿が開催する「システム意見交換会」の場において機能の開発概算額(機能ごとの影響範囲、フェーズごとの工数・人件費単価等)の情報の提示等を要望してまいりましたが、未だこれらの情報は開示されておらず、現状では接続事業者側で開発概算額の適正性を判断することが困難な状況です。 ○ 加えて、システム意見交換会の運用について、半年周期の開催では合意形成に至るまでに数か月以上の期間を要しており、回線管理運営費による開発において、NTT東西殿と接続事業者の間での協議を緊密かつ円滑に行う運用になっておらず、意見の取りまとめに時間を要する点が課題であると認識しております。 ○ さらに、網改造料による開発においても、既に開発された機能の情報開示の在り方や、NTT東西殿と接続事業者の間での協議・調整に課題があると考えます。 ○ 接続料が大幅に上昇する予測が出されている状況の下、NTT東西殿からの詳細な情報の開示により費用の透明性を確保しつつ、事業者間協議等を通じ、経費の低廉化が図られることの重要性が年々増していると認識しており、NTT東西殿におかれましては、機能を詳細に区分して示していただいた上で、「開発規模に関する情報」としてはその詳細な機能ごとに開発規模を開示いただくことを改めて要望するとともに、NTT東西殿と接続事業者の間での円滑な協議・調整のための運用の在り方や、既に開発された機能の情報開示とその活用による効率的な開発の在り方についても合わせてご検討いただくことを要望いたします。	係る開発費用の適正性・透明性の確保に資する情報開示に努めてきたところです。 ○ また、「第32回システム意見交換会(2024年7月24日開催)」以降は、「接続料の算定に関する研究会」第八次報告書及び「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)の当社資料(資料81-6)の内容に基づき、各機能開発を必須機能と付加機能に区分したうえで、区分ごとの開発規模(想定ライン数)等に関する情報を開示しています。 ○ 一方、機能ごとの影響範囲やフェーズ別の工数・人件費単価といった詳細な内訳の開示については、案件ごとのコスト分計が困難である場合があることに加え、委託先ベンダの開発体制や開発能力を推し量ることが可能となることから、開示は困難であると考えます。なお、システムリリースに伴う作業費など分計が可能な項目については既に情報開示を行っています。 ○ システム意見交換会は、開発着手前に接続事業者様と意見交換を行い、いただいたご意見を踏まえながら、今後の開発について検討していくための場と考えております。開催頻度については当社の開発リソースや経済性の観点から、現状の半年に一度での開催が最も効率的であると考えます。なお、意見交換会の開催頻度にかかわらず、接続事業者様から意見があった場合には、随時個別協議を行っていることに加え、接続事業者様からの意見募集期間の延長や開発要望内容を図示できる様式への変更など、効率的な開発の実現に向けた見直しも実施しているところであり、接続事業者様との緊密な対応に努めているところです。 ○ 既存の網改造機能については接続約款に規定し、機能の追加時に接続事業者様向けの説明会を行っている他、接続事業者様からのご要望を踏まえた内	な原価と捉えられるものであることが必要であり、適正な情報開示が行われることが原則と考えます。 ○ NTT東日本・西日本においては、関係する接続事業者が当該機能・費用の必要性・合理性を判断できるような情報開示の在り方や既に開発された機能の情報開示及びその活用による効率的な開発の在り方に関する検討を進めるとともに、円滑な事業者間協議・調整のための運用についても、接続事業者からの要望を踏まえて引き続き改善に取り組むことが適当であり、総務省においてはこれらの取組を注視することが適当であると考えます。
--	---	--

(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	容の開示を行っており、今後も具体的なご要望があれば協議等にて説明する考えです。 ○ 当社としては、今後も接続事業者様との意見交換を通じ、効率的なシステム開発を進めるとともに、システム開発費用の適正性・透明性の確保に努めていく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 接続関連システムにおける開発費用の透明性を確保すべきとするSNC殿の意見に賛同いたします。接続事業者が、その費用の適切性を検証できることが必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ SNC殿の意見において指摘されている、システム意見交換会の運用等において合意形成までに相当の時間を要しているとの課題については、当社としても同様の問題意識を有しております。 ○ 特に、情報開示の在り方については、費用面に関する情報のみならず、仕様に関する情報の開示に時間を要する場合や、仕様に関する質疑応答についても回答までに相当期間を要している状況が見受けられます。その結果、当社においては、自社システムや業務運用への影響確認および必要な準備の実施に支障が生じるなど、実務上の課題が発生している状況です。 ○ つきましては、接続事業者の予見可能性の確保および円滑な対応を可能とする観点から、仕様情報を含む関連情報の一層の早期開示ならびに、質疑応答等の対応の迅速化についてご検討いただくよう要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)	
----------------------------------	--	--

意見36 ▲ NTTは、将来の値上げプランを提示すべき。 ○ また高くなるのだが、あとどれだけ値上げすれば良いのか。 ○ そろそろ、法令上の名称としての「日本電信電話株式会社」は、将来の値上げプランを追加提示すべきと本稿意見者からは意見したい。 (個人A)	再意見36	考え方36	
○ 今回申請のあった令和8年度加入光ファイバ接続料については、算定等WGにおいて整理された対処方針に基づき算定されたものと承知しており、合理性があるものと考えます。 ○ 将来の利用者料金の見通しの提示に関する御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。			無
意見37 ▲ 今回の支払い額のミスを踏まえ、当面值上げには反対。 ▲ 過剰徴収・過小徴収の適切な精算後に値上げすべき。25Gbpsは早急に取り組むこと。光コラボ回線の契約の透明性のための情報公開を要望。	再意見37	考え方37	
○ 今回の支払い額のミスなどを踏まえ、当面值上げには反対します(過剰徴収した分については今後の請求から割引く形などで対応、過小徴収した分はその分を今後の料金から請求するが、それができない場合は今後サービスなどを下位プランなどにダウングレードした後も過小徴収分が解消されるまで、ダウングレード前の料金を請求するなどで対応するなどしてから)。同時に25Gbpsなどは早急に取り組んでください。また光コラボ回線などについて、その契約などの透明性のための情報公開をお願いします。 (個人C)		○ NTT東日本・西日本による接続料の算定誤りについては、考え方34のとおりです。 ○ 25Gbpsサービス及び光コラボ回線等の情報公開に関する御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。	無
意見38 ▲ 接続約款の見直しは制度上の整合性を高めるが、利用者側の実態とのギャップがあり、社会的な受容性と実効性が低下し得る。 ▲ 固定電話の「停電時の連絡確保」機能が弱まることから、ONU等に対する外部給電手段の標準化、バック	再意見38 ▲ 賛同意見。	考え方38	

アップ電源の選択肢の提示、設計指針の明確化を求める。 ▲ 高速サービスが契約上可能だが、宅内側の対応機器の普及が追い付いておらず、体感品質に結び付きにくい。宅内インタフェースの標準構成や提供方針、回線速度が宅内構成に依存すること等の明確化を求める。 ▲ 局外スプリッタを介さない収容形態等、共有要素を減らす方式への変更を希望者が選べるよう整備することを要望。 ▲ 停電耐性の整備、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化を検討事項として位置付けることを要望。			
○ 以下、当該パブリックコメント案件に対する意見として提出いたします。接続約款の見直しや接続料算定根拠の提示そのものは、制度上の整合性と透明性を高める方向であり、競争政策の観点からも一定の妥当性があると考えます。一方で、今回の整理が「ネットワーク側の費用回収や制度整備」に寄るほど、利用者側の実態、特に個人契約がベストエフォート型を中心としている点と、固定電話サービスの縮小・終了に伴う生活インフラ上のリスクが相対的に顕在化します。制度と実利用のギャップを放置したまま料金や算定を整えると、形式上は合理的でも、社会的な受容性と実効性が低下し得ます。 ○ 第一に、固定電話が担ってきた「停電時の連絡確保」という機能が弱まる以上、宅内終端であるONUやホームゲートウェイ等の電源断が、音声・通信を同時に失わせる単一障害点になります。個々の利用者にUPS等の自助努力を求めるだけでは、費用負担や知識差により実装率が上がらず、結果として災害・停電時の情報弱者を制度側が増やす形になります。したがって、料金・制度整理と並行して、ONU等に対する外部給電	○ 前回実施されたパブリックコメント案件に対する個人Eのご意見に賛成いたします。 ○ 接続約款の見直しや接続料算定根拠の提示は、競争政策の観点から一定の妥当性があると考えますが、制度と実利用のギャップを放置すると、社会的な受容性と実効性が低下し得ます。 ○ 個人Eのご意見では、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化と透明な条件提示が、利用者理解と納得感を高め、持続可能な投資と競争を支える基盤であると述べられています。 ○ しかしマンションやアパートでは、NTTがフレッツ光・全戸加入プランと謳って極めて安く(入居者負担無し)光ファイバを利用できることがあります。NTTが宅内インタフェースを独占しているため、方式選択できないため別のISPとの競争が働いていない問題があります。しかも、NTTのフレッツ光・全戸加入プランではISPを自由に選べない競争政策の観点からの問題があるため利用者に透明な条件提示が行われることが必要です。 (個人K)	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。	無

手段の標準化、バックアップ電源の選択肢の提示、最低限の通信・緊急連絡の継続を想定した設計指針の明確化を求めます。これは高価な品質保証を個人に一律提供する趣旨ではなく、社会インフラとしての最低限のレジリエンスを確保する趣旨です。 ○ 第二に、10Gbpsや25Gbps等の高速サービスが契約上可能である一方、宅内側の10GbE・25GbE対応機器の普及が追い付いておらず、WANまたはLANが実質的に単一ボトルネックとなる構成が一般的です。この状態では、利用者が回線側の速度に投資しても体感品質に結び付きにくく、資源配分として非効率です。光コラボ形態であっても、アクセス網と宅内終端の整合を主導できる立場として、NTTが機器メーカーやサービス提供者と連携し、宅内インタフェースの現実的な標準構成や提供方針を示すことが望まれます。加えて、利用者への説明として、回線速度の意味が宅内構成に強く依存すること、推奨構成が何であるかを、比較可能な形で明確化することを求めます。 ○ 第三に、ベストエフォート型が中心である現状を前提とするなら、利用者が品質のばらつきリスクを低減するための選択肢を持てることが合理的です。具体的には、局外スプリッタを介さない収容形態等、共有要素を減らす方式への変更を希望者が選べるよう、提供可否、工事・費用負担、説明責任を一体で整備することが考えられます。もっとも、方式変更はアクセス区間の不確実性を低減し得る一方で、契約上の品質保証そのものとは別概念であり、上位区間やISP側の混雑要因が残り得る点も含め、効果範囲を過不足なく説明することが不可欠です。選択肢の制度化は、過度な期待を煽るためではなく、利用者がコストとリスクを理解した上で合理的に選べる状態を作るために必要です。 ○ 以上より、接続料・接続約款の見直しを進める場合でも、社会インフラとしての実効性を同時に高める措置、		
--	--	--

すなわち停電耐性の最低ラインの整備、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化と透明な条件提示を、検討事項として位置付けることを要望いたします。これらは市場競争を阻害するものではなく、むしろ利用者理解と納得感を高め、結果として持続可能な投資と競争を支える合理的な基盤になると考えます。 (個人E)			
意見39 ▲ 変更案に賛同。 ▲ 電波は国民共有の有限資源であり、令和8年度接続料改定を機に通信料金を公共料金化すべき。	再意見39 ▲ 賛同意見(2者)。	考え方39	
○ 変更案を支持しますが、令和8年度接続料改定を機に、大手の値上げラッシュを止め、通信料金を公共料金化すべきです。 ○ 評価で地方カバー率の遅れ(普及率75% vs 都市90%、総務省2025年データ)が明らかですが、大手寡占(シェア90%)による料金高止まり(月5,000円超)が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害しています。数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠(利益率20-30%)であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。若者は定期的に料金見直したりMVNOにネットで乗り換えたりできるから対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。 ○ そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるとするのは、国として通信というものをどう考えてるのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いです。 ○ 電波は国民共有の有限資源なので、接続料改定で公共料金化(基本プラン月3,000円以下上限設定、シ	○ データ無制限低価格プラン義務化に賛成します。 ○ 多くの利用者が求めているのは、データセンターの様な何百Gbpsもの高速通信ではなく、ストレスなくネット閲覧できる程度(数Mbps)の定額低速プランです。 ○ 過去にADSLでも、Acca社やOCN社が定額低速プランを行っていましたが、あっという間にNTTに買収され、高額光ファイバー契約のみになってしまいました。NTT東西の寡占が過ぎると思います。 (個人H) ○ 通信事業者間で支払われる接続料の改定であるため一般消費者への影響を過小評価することは避けてほしい。2〜3割もの値上げがそのまま消費者へのコスト増を招く結果となることは明白であると考えます。金利が上昇しただけでも社会的に大きな影響が生じる昨今、接続料のこれほどの上昇が利用者料金に転嫁されないと考えることは非現実的ではないでしょうか。 ○ また私自身、居宅の古い建物の構造上の制約により現在もVDSL環境に置かれており、光回線への移行	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。	無

ンプルプラン限定)を義務化し、家計負担10-20%軽減を実現してください。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP簡易化(オンライン即時審査、信用情報不要)と手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率20%向上。MVNO躍進で競争活性化、中古市場活性化。端末分離(家電量販店自由価格)で余剰在庫廃棄削減(CO2排出5%低減)。日本メーカーの長寿命端末奨励で弱者負担15%軽減。地方光回線普及義務化でIP放送推進し、情報格差埋めと通信全体CO2排出5-10%低減を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。変更案に公共料金化を強く反映を求めます。(個人F)	を将来的に検討している利用者の一人であります。接続料の大幅な値上げは新規契約時の料金上昇を招き、地方における通信環境整備をさらに遅らせる要因になりかねないと考えます。 ○ メタル回線の縮退が進む中、物理的に光ケーブルを引き込めない古い建物に住む利用者への対応も含め、インフラ整備の恩恵が均等に届く環境整備を求めたい。接続料と利用者料金の関係をスタックテストで検証するにとどまらず、値上げが消費者に転嫁されないための具体的措置を検討されたい。 ○ 私も個人Fが指摘する通信料金の消費者負担増への懸念には賛同する姿勢であります。(個人I)		
意見40	再意見40 ▲ 固定電話から携帯・IP電話への移行が進むが、音声中心利用者(高齢者、医療介護、小規模事業者等)は光回線一式の契約が必要となり、料金の逆進性と停電時の実効性低下という問題が発生。音声インフラとしての到達性、停電耐性、安定性を公共性の観点から検証すべき。 ▲ 25ギガビット級等の上位インタフェース整備コストが音声やベース帯域利用者に不透明に転嫁されないよう、受益と負担の対応関係を明確にすべき。 ▲ スタックテストは価格圧搾の検証手法であり、音声インフラとしての到達性、停電耐性、利用者運用に依存しない安定性、音声中心層に対する逆進性といった論点を代替しない。スタックテストとは別に、音声中心利用者が移行によって負担増と実効性低下を同時に被らないための条件整備をNTT東西に求めるべき。 ▲ 過年度の算定誤りと遡及精算が生じていることか	考え方40	

	ら、算定プロセスの検算・監査、再発防止、説明責任の強化を要望。		
	○ 固定電話を解約し、携帯電話やIP電話へ移行する利用者が増えていること自体は客観的事実です。ただし、その事実は「音声の到達性、停電耐性、利用者運用に依存しない安定性」といった固定電話が担ってきた機能が、家庭から不要になったことを必ずしも意味しません。移行が進むほど、残存する音声利用は高齢者世帯、医療介護、地域の小規模事業、災害時の連絡網といった、社会的外部性の大きい領域に偏在しやすく、ここで費用対効果と実効性が崩れると、社会全体のレジリエンスが落ちます。接続料は事業者間取引の価格ですが、最終的には小売料金設計や移行の現場運用に波及する以上、「競争上の整合」だけで完結させない評価軸が必要です。 ○ 費用対効果の観点から、固定電話相当の音声を維持したい利用者に対して、実質的に光回線一式の維持を前提とする構造が強まっている点を重く見えています。加入電話の回線使用料は住宅用で月額1,870円から2,145円といったレンジで提示されています。一方、ひかり電話は基本プラン月額550円とされますが、前提としてフレッツ光等の契約が必要で、戸建て向けの代表例として月額5,940円にプロバイダ料が別建てとなる形で示されています。音声中心の利用者から見れば、音声のためにブロードバンドの固定費を抱え込む設計になりやすく、移行が進むほど「音声を残したい層ほど不利」という逆進性が発生します。ここは、市場の自然淘汰として片付けるのではなく、移行政策に伴う負担配分として検証されるべきです。 ○ 実効性の観点では、停電時に使えるかどうかが分水嶺です。ひかり電話は接続機器への給電が必要	○ 音声インフラの検証、25ギガビット級の受益と負担の対応関係及びスタックテストについての御意見は、今後の情報通信政策の参考として承ります。 ○ 過年度の算定誤りを踏まえた再発防止については、考え方34のとおりです。	無

	であるため停電時は利用できない旨が明示されています。停電時の通話確保を個々の家庭の自己責任に委ねるだけでは、必要層ほど取り残されます。停電対応機器や無停電電源装置の扱いについて、許容される構成、想定稼働時間、責任分界、費用負担の考え方を、公的インフラ移行の条件として整理し、利用者が誤認なく選択できる状態を作る必要があります。これは「便利さ」の話ではなく、非常時の連絡手段という公共性の話です。 ○ また、IP化に伴う到達性の問題は、利用者側の努力では解決できません。ひかり電話には一部かけられない番号があることが公式資料でも明記されています。移行後に「つながらない連絡先」が残る状態を例外として放置すると、音声インフラとしての完成度が下がり、結果として音声回線そのものの解約を促進します。少なくとも、どの類型が到達制約の対象で、恒久的なのか暫定的なのか、暫定なら解消見通しはあるのか、代替手段は何かを、比較可能な粒度で継続的に開示する枠組みが必要です。 ○ 次に、25ギガビット級について述べます。個人向けに契約可能なサービスが提供される以上、上位インタフェースは「理論上の構想」ではなく、現実の料金メニューとして存在します。NTT東日本は「フレッツ光クロス(25ギガ)」を公表し、月額利用料は27,500円、また回線終端装置までの提供で対応ルーターは利用者側で用意する旨を示しています。この事実はむしろ、上位サービスの受益者が限定されやすいこと、エンドツーエンドで性能を成立させるための追加負担が利用者側にも発生し得ることを示しています。だからこそ、接続約款側で25ギガビット毎秒インタフェース等に対応する新たな設備の規定や接続料を「準備が整い次第適用」とする整理を行うのであれば、当該コストがどのサービス群の原価に入り、誰	
--	---	--

	が最終的に負担する設計なのか、受益と負担の対応関係を説明可能にしていきたいです。音声やベース帯域の利用者に、上位インタフェース整備のコストが不透明な形で薄く広く転嫁されると、移行の納得性が崩れ、結果として音声の空洞化が加速します。 ○ 申請資料では、接続料と利用者料金との関係の検証としてスタックテストが位置づけられています。ただし、スタックテストは主として競争上の価格圧搾の観点であり、音声インフラとしての到達性、停電耐性、利用者運用に依存しない安定性、そして音声中心層に対する逆進性といった論点を代替しません。認可判断に際しては、スタックテストと別に、音声中心の利用者が移行によって負担増と実効性低下を同時に被らないための条件整備を、NTT東西に対して具体的に求めるべきです。 ○ さらに、過年度の算定誤りと遡及精算の扱いは制度信頼に直結します。資料には、土地料金および建物料金等の算定誤りが明らかになったため認可申請を見合わせ、認可申請の上で遡及精算を行う予定である旨が示されています。また、当該年度に請求差額が生じた場合に遡及精算するための規定を附則に置く申請があったことも記載されています。事業者間精算として整理できるとしても、移行期に「後から調整される」要因が積み上がるほど、利用者の側は安心して固定電話代替へ移れません。算定プロセスの検算と監査、再発防止の実効性、誤りが起きた場合の影響範囲と説明責任を、形式論ではなく条件として強化することを要望します。 ○ 以上より、本件の接続約款変更の認可に当たり、貴省におかれては、接続料の公正妥当性に加えて、固定電話縮退後の音声が生活インフラとして成立する条件、すなわち料金の逆進性を抑える設計、	
--	--	--

	到達性の担保と開示、停電耐性の実務的な確保、そして算定ガバナンスの信頼性を、NTT東西に対して具体的に求めた上で判断していただきたく存じます。移行が進んでいるという事実は、制度側の責任が軽くなる根拠ではなく、むしろ残存する音声利用の公共性が相対的に高まることの根拠だと考えます。 (個人J)		
意見41	再意見41 ▲ 再意見募集に反対。 ▲ 令和8年度接続料改定による値上げは、光コラボ・MVNOのコスト増を通じて格安プランの値上げに直結し、国民負担増大を招く。大手寡占による料金高止まりが高齢者・低所得層・地方のアクセスを阻害している。 ▲ 電波・回線は国民共有の有限資源であり、接続料を下げて公共料金化を実現すべき。複雑な割引条件禁止、MNP簡易化、手数料禁止等により、地方デバйдを解消し持続可能な社会を構築できる。	考え方41	
	○ 再意見募集に強く反対します。令和8年度接続料改定でNTTの設備利用料金を上げる方向は、国民負担増大を招くだけです。 ○ 接続料が上がれば、光コラボ・MVNOのコスト増→ 格安プランの値上げに直結します。すでに大手寡占(シェア90%)による料金高止まり(月5,000円超)が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害しています(地方普及率75% vs 都市90%)。 ○ 数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠(利益率20-30%)であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけま	○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。	無

	せん。若者は定期的に料金見直したりMVNOにネットで乗り換えたりできるから対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるというのは、国として通信というものをどう考えてるのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いです。電波・回線は国民共有の有限資源なので、接続料を下げた公共料金化(基本プラン月3,000円以下上限設定、シンプルプラン限定)を実現してください。複雑な割引条件禁止・段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバйдを解消します。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進、端末分離でCO2削減5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。再意見募集に公共料金化を強く反映を求めます。 (個人L)		
	再意見42 ▲ 本件は接続料の適正性確認として重要だが、算定や競争性に偏ると、固定通信インフラが担うべき安定性、継続性、災害時の信頼性、利用者側の実装可能性が軽視される懸念がある。通信は生活基盤であり、設備方式の妥当性まで含めた検討が必要。 ▲ 接続料改定の可否だけで結論を急がず、住居形態別の設備比較、災害時の継続性、宅内電源や機器更新の実態を含む総合評価を求める。固定通信インフラをどのような思想で維持・再設計するかという上位論点の併せた検討を求める。		
	○ 本件は、第一種指定電気通信設備に関する接続料の適正性と事業者間競争の公正性を確認する手続として重要であると考えます。その一方で、今回の	○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。	無

	議論が接続料の算定整合性や価格圧搾の有無に重点を置き過ぎる場合、固定系通信インフラが本来担うべき社会的役割、すなわち安定性、継続性、災害時の信頼性、そして利用者側の実装可能性という観点が相対的に弱くなる懸念があります。通信は単なる高速商品ではなく、生活基盤かつ社会基盤でもある以上、接続料の妥当性だけでなく、設備方式そのものの妥当性まで含めて検討されるべきです。 ○ 特に、ベストエフォート型を前提とするシェアドアクセス方式を広く維持するだけで十分なのかについては、改めて検証が必要であると考えます。戸建住宅のみならず、集合住宅、賃貸住宅、分譲マンションを含めた住居形態全体を対象として、シングルスター方式を基礎とし、必要に応じて帯域保証型を組み合わせた設備構成の費用対効果を比較検討することには十分な意味があります。平常時には過剰に見える設備であっても、通信混雑時、障害発生時、遠隔医療、在宅勤務、教育利用、配信利用など、回線品質の変動そのものが不利益となる場面では、単純な平均コスト比較だけでは測れない便益が存在するためです。通信政策においては、最大速度の見栄えよりも、品質の安定性と障害時の影響範囲の限定という観点をより重視すべきです。 ○ また、固定系音声通信の在り方が大きく変化する中で、緊急時の代替手段を携帯電話に事実上依存させる考え方には慎重であるべきです。携帯電話は重要な通信手段である一方、自然災害時には停電、基地局障害、通信集中による輻輳などの影響を受け得ます。そのため、固定系回線の縮退とIP化を進めるのであれば、従来の固定電話が持っていた継続利用性を、どの設備とどの制度で代替するのかを先に明確化する必要があります。ひかり電話等の利用を前提としながら、その継続性を利用者宅内の電	
--	--	--

	源確保やUPS購入に委ねるのであれば、それは設備更新の負担や責任を事業者側から利用者側へ実質的に移転しているに等しく、社会的に公平な移行とは言い難いと考えます。理論上の代替可能性ではなく、実際にどれだけの世帯が予備電源を備えるのかという現実を踏まえた制度設計が必要です。 ○ さらに、10Gbps級や25Gbps級のサービスを論じる際には、回線側の接続料や設備原価だけでなく、利用者側機器の普及可能性を同等以上に重視すべきです。有線ルーター、LAN配線、PC、周辺機器等が十分に普及していない状況では、高速アクセス回線を制度上整備しても、実際には多くの利用者がその性能を活用できません。特に、通信機器に詳しくない一般利用者にとっては、回線料金よりも宅内機器更新の初期費用の方が障壁になることが多く、ここを無視して普及を前提とすることには無理があります。すなわち、接続料の改定が制度上合理的であっても、利用者側の総保有コストまで含めれば、政策全体としては合理的でない可能性があるということです。高速回線の供給可能性と、利用者の実装可能性は別問題として切り分けて評価すべきです。 ○ したがって、今後の検討においては、接続料の算定結果や価格圧搾の有無だけで結論を急ぐのではなく、住居形態別の設備方式比較、障害時及び災害時の継続利用性、宅内電源確保の実態、対応機器の保有率と更新費用、そして通信品質の安定性を含む総合評価を求めます。とりわけ、一般家庭向けのベストエフォート型高速回線と、社会的継続性が求められる固定系通信基盤としての回線とを、同じ評価軸で扱うべきではありません。前者は商品性の議論で足りるとしても、後者は公共性と冗長性を前提に評価されるべきであり、シェアドアクセス方式の延長線上だけで最適解を導くのは限界があると考え	
--	--	--

	ます。 ○ 本件に対しては、接続料の改定そのものの可否だけでなく、固定系通信インフラを今後どのような思想で維持・再設計するのかという、より上位の論点を併せて検討していただきたいと思います。言われていることと実際に前提とされていることの間には矛盾が残ったままでは、利用者にとっては高速化と引換えに安定性と納得感を失う結果になりかねません。接続料政策、設備方式、災害対応、利用者負担の現実を一体として見直し、戸別・集合住宅を問わず、実際に使える固定通信基盤をどう構築するのかを軸に再検討されることを強く求めます。 (個人M)		
--	---	--	--

以上